

令和4年第8回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月20日（火曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和4年9月20日（火曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（12名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	5番 田村 興文	6番 工藤 隆男
7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子
10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓

4 欠席議員 なし

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 小板橋 憲仁	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
税務住民課参事 熊谷 泰裕	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 池田 恵司
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第1号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議長諸般事項報告
日程第3		会期の決定
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
日程第5		行政報告
日程第6	報告第2号	令和3年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第7	報告第3号	専決処分事項の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
日程第8		一般質問
日程第9	承認第1号	専決処分事項の承認について(令和4年度安平町一般会計補正予算(第5号)について)
日程第10	承認第2号	専決処分事項の承認について(令和4年度安平町一般会計補正予算(第6号)について)
日程第11	認定第1号	令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認定第2号	令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第3号	令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第4号	令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認定第5号	令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第6号	令和3年度安平町水道事業会計決算の認定について
日程第17	議案第1号	町政功労賞被表彰者の同意について
日程第18	議案第2号	安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第3号	財産の取得について(校務用パソコン及び関連機器整備事業)
日程第20	議案第4号	令和4年度安平町一般会計補正予算(第7号)について
日程第21	議案第5号	令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第22	議案第6号	令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第23	議案第7号	令和4年度安平町水道事業会計補正予算(第3号)について
日程第24	意見案第1号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)について
日程第25	意見案第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を求める意見書(案)について
日程第26	意見案第3号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)について
日程第27		議員派遣の件について
日程第28		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第29		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第30		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第8 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

5番	田村興文
6番	工藤隆男

会 議 の 顛 末

◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） 皆さんおはようございます。6月定例会以来落ち着きを見せておりましたコロナが、ここ7月の中以降また新たな感染が広がって罹患者が多くなってきている状況ではあります。大変危惧しているところですが、更には数日前の大型台風によりまして九州、四国地方と犠牲者が出ている報道を受けています。収穫の時期で大変な時期ではあります。北海道は幸いにして今逸れている状況ではありますけれども、風雨が強く、収穫の時期に影響がないことを祈るばかりではあります。本定例会招集にあたりまして皆様方にはコロナがまだ収まっておりませんので、更なる健康に留意をされ、また説明員の皆様方にも同じく体調管理を十分にされて議案の審議にあたっていただきたいと思います。一言ご挨拶を申し上げます。

尚、新型コロナウイルス感染症防止のために、各議員並びに説明員の皆様には円滑な審議運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から令和4年第8回安平町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、**会議録署名議員の指名**を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって

5番 田村興文 議員
6番 工藤隆男 議員 を指名致します。

◎ 日程第 2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第 2、議長諸般事項報告を行います。

本年 6 月定例会以降における議長の諸般事項報告は、お手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

次に各委員長から閉会中に行われた所管事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許します。初めに総務常任委員会の所管事務調査報告をお願いします。

〔工藤隆男総務常任委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤隆男委員長。

○総務常任委員長（工藤隆男君） 6 番工藤です。

「資料朗読」

令和 4 年 8 月 30 日

安平町議会議長 多田 政拓 様

総務常任委員
委員長 工藤 隆男

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中所管事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 調査目的 | 所管事務調査 |
| (1) 事 件 | 任期中の活動計画について |
| (2) 日 時 | 令和 4 年 8 月 2 日（火）9 時 55 分～10 時 50 分 |
| (3) 場 所 | 議員控室 |
| (4) 出席委員 | 工藤隆男委員長、箱崎副委員長、工藤秀一委員、小笠原委員、三浦委員、内藤委員 |

- (5) 欠席委員 なし
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (8) 結果（概要） 任期中における総務常任委員会の活動計画について審議し次のとおり決定した。
- ・当面の活動計画を次のとおりとし、それ以外の調査事項は適宜審議し決定する。
 - ・子どもにやさしいまちづくり
 - ・早来小中学校建設事業及び関連事業
(現地調査については、経済常任委員と合同で実施する)
 - ・全員協議会で説明を受けた総務常任委員会所管の事件
(今後の全員協議会で説明を受け更なる調査が必要な事件)

以上

○総務常任委員長（工藤隆男君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。

次に、経済常任委員会の所管事務調査報告をお願いします。

〔田村経済常任委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 田村委員長。

○経済常任委員長（田村興文） はい。5番田村です。経済常任委員会の所管事務調査を報告します。本委員会は2回開催しております。1回目の委員会ですが、

「資料朗読」

令和4年8月30日

安平町議会議長 多田 政拓 様

経済常任委員
委員長 田村 興文

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中所管事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査目的 所管事務調査
- (1) 事 件 ①任期中の活動計画について
②農作物生育状況調査について
- (2) 日 時 令和4年8月4日(木) 9時55分～11時10分
- (3) 場 所 議員控室
- (4) 出席委員 田村委員長、鳥越副委員長、米川委員、高山委員、梅森委員
- (5) 欠席委員 なし
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (8) 結果(概要) 任期中における経済常任委員会の活動計画及び本年の農作物生育状況調査について審議し次のとおり決定した。
- ・所管課で維持管理する公共施設の調査を計画的に進めることとし、10月は早来地区上下水道施設、11月は追分地区上下水道施設の現地調査を行う。
 - その他の公共施設は、事務局で資料を整理した後審議し、調査対象施設と順番などを決定する。
 - ・鳥越委員からの提案案件については、内容整理し提出されたい。
 - ・農作物生育状況調査は、9月8日(木)か9日(金)の午後から実施予定であり、ダイナックスのぶどう農園についても検討のこと。

以上

続きまして第2回目の委員会です。

令和4年9月14日

安平町議会議長 多田 政拓 様

経済常任委員会
委員長 田村 興文

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所管事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査目的 所管事務調査
- (1) 事 件 農作物の生育状況調査について
- (2) 日 時 令和4年9月9日(金) 13時30分～16時40分
- (3) 場 所 総合庁舎議員控室及び町内一円(各圃場)
- (4) 出席委員 田村委員長、鳥越副委員長、米川委員、高山委員、梅森委員
- (5) 委員外 多田議長、及川町長、胆振農業改良普及センター東胆振支所
菊池支所長、石原係長
- (6) 説明員 産業振興課 森池課長、上岡課長補佐、藪中主幹
- (7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

報告書には記載していませんが、株式会社ダイナックスが栽培しているブドウ畑についても見させていただきましたが、現地においてダイナックスの社員の皆様から丁寧な説明をいただきましたので、口頭となりますが報告し、お礼申し上げたいと思います。

(8) 結 果

本年度の農作物の生育状況調査のため委員会を開催。はじめに総合庁舎議員控室において産業振興課から本年度の気象概要及び行程などについて説明を受け、その後、胆振農業改良普及センター東胆振支所から今年度の各農作物の生育状況について説明を受けました。

説明終了後、現地確認のため町バスにて現地に向かい、水稻及びアサヒメロン、大豆の各圃場において生育状況などについて調査するとともに、(株)ダ

イナックスが栽培するブドウについても現地で担当者から説明を受け、現地調査終了後、議員控室において取りまとめ方法等を確認し全日程を終了しました。

現時点での各作物の生育状況は次のとおりですが、総体的に今年度の生育は概ね平年並みの生育状況と報告を受けました。

1. 気象状況

4月の降水量は11.5mmと前年より148mm少なく、7月は120.5mmで前年より91mm多く、4月から8月の降水量の合計は約680mmと前年より91.5mm多かったです。

日照時間は、4月から5月までは平年より約107時間長くなったが、6月から7月初旬と8月で平年より短くなり、4月から8月までの合計では約810時間と平年より約55時間長くなった。

平均気温については、6月上旬に平均気温を下回ったものの、5月と7月に平均気温を若干上回る気温で推移し、全体的には概ね平均気温で推移した。

2. 作物別生育状況

(1) 水 稲

生育は1日早く稈長と穂数は平年並みで穂長はやや長く全体的に平年並みである。収量については、不稔の割合も7%と平均的なため、平年並みの収量が見込まれる。

(2) 小 麦 (収穫済)

6月初旬の低温と7月の日照不足により実が詰まりきらずに細麦傾向。春まき小麦は防除時期に雨が続き湿気が多く赤カビがあったため規格外が多くなる可能性がある。(調製中)

(3) 馬鈴しょ

加工用の馬鈴薯は収穫が始まっている。1株のいも数は平年より多く、1つ当たりの重さは平年並みである。

(4) 大豆・小豆

大豆の草丈はやや短いが葉数は平年並み、着莢数は多く遅速日数は3日早い。小豆は草丈がやや長く葉数もやや多いが、着莢数は平年並みで遅速日数は2日早く9月1日に成熟期を迎えている。

(5) てん菜

移植・直播ともに根周の大きさについては平年並みとなっている。温度と湿度が高い時に褐斑病が若干発生したが今のところ落ち着いている。

(6) 飼料作物

雨の影響で牧草は2番草の収穫が3日遅れとなっている。サイレージ用とうもろこしは、台風11号の影響により倒伏・折損があるが収量に影響はないと見込んでいる。遅速日数は5日早く生育が進んでいる。

○経済常任委員長（田村興文君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に議会改革調査特別委員会の調査報告をお願いします。

〔梅森議会改革調査特別委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森委員長。

○議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 11番、梅森です。
「資料朗読」

令和4年8月30日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会
委員長 梅森 敬仁

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会議会規則第76条の規定により報告します。

記

1 事 件 議会改革について

- (1) 一般質問答弁書及び答弁予定書の取扱いについて
- (2) 定例会及び臨時会、委員会等会議録の公開について
- (3) 安平町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- (4) 今期中における活動方針について

2 日 時 令和4年8月5日（金）9時55分～11時53分

- 3 場 所 総合庁舎議場
- 4 出席委員 梅森委員長、工藤隆男副委員長、工藤秀一委員、米川委員、小笠原委員、鳥越委員、田村委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員外 多田議長
- 7 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- 8 結果（概要） 議会改革に係る4件の事件について調査し次のとおり決定した。

（1）一般質問答弁書及び答弁予定書の取扱いについて

・答弁書があった方が良いという意見と、なくても良いという意見に分かれたため議長に一任することに決定した。

（2）定例会及び臨時会、委員会等会議録の公開について

・地方自治法及び安平町議会基本条例の規定に基づき、本会議、常任委員会、特別委員会の会議録を町ホームページで令和4年9月議会分から公開する。

尚、公開開始時は本会議のほか、経済常任委員会、総務常任委員会、議会改革調査特別委員会、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の5つの委員会を対象に公開することとし、他の委員会及び全員協議会の公開については継続審議とする。

（3）安平町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

・個人情報保護法が改正され法律及び取り扱いが1本化されたが、議会が対象ではないため議会独自に個人情報の保護に関する条例を令和5年4月1日の施行を目標に策定する。

（4）今期中における活動方針について

①令和4年度議会報告会・懇談会の開催について

・時期は農繁期を避け11月末、日曜日の昼間と平日の夕方に開催

②議会報告会・懇談会の開催回数について

・年に2～3回に増やして計画しても難しいところもあるし、自治会、町内会等に出向いていくやり方もあると思うので、議長・副議長で詰める。

③町総合計画実施計画の提出について

・移住定住をテーマにした道外研修など来年度の道外視察に向け、実施計画書を提出する。

④上記以外の活動方針について

・議員定数、議員報酬、政務活動費の在り方について

- ・改選後の議長・副議長の立候補者の意思表示機会の付与について
 - ・委員会のリモート化、タブレットの活用など
- 以上3件を継続審議とする。

以上

- 議長改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 以上です。
- 議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に議会運営委員会の所掌事務報告についてお願いします。

〔内藤議会運営副委員長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤副委員長。
- 議会運営副委員長（内藤圭子君） 内藤です。
「資料朗読」

令和4年8月9日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
副委員長 内藤 圭子

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査目的 所掌事務調査
- (1) 事 件 令和4年第6回安平町議会定例会（議事運営）の反省について

- (2) 日 時 令和4年8月1日(月) 9時55分～10時35分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎 議員控室
- (4) 出席委員 内藤副委員長、田村委員、工藤隆委員、梅森委員
- (5) 欠席委員 高山委員長
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (8) 調査概要 令和4年第6回安平町議会定例会を含むこれまでの本会議の議事運営に係る反省点について調査し委員会を終了しました。

(9) 結 果

①議案資料の事前配布について

本会議で使用する資料については、各議員が目を通し資料の精査を行うための時間が必要であるため、当日配布は避け原則事前配布とすることを望む。(町部局に申し入れ)

②質疑の在り方について

本会で行う質疑は事前に調査をしてから質疑をした方が中身のある質疑になると思われる。事前に担当課に確認すればわかるようなことを本会議の場で確認し、ああそうですか、わかりましたで質疑を終わるのはいかがなものか。基本の徹底を望む。

また、審議中の議案と関係の無い質疑が行われる場面がこれまで多々見受けられたので質疑を行う議員側と議長の議事運営について改善を求める。

③定例会終了後の議会運営委員会の開催について

過去4年間の議会を振り返ると、議会終了に反省がないため、それはダメと思われることを何回も繰り返す議員もいたので、議会運営委員会で指導するなどしっかりしてほしい思いがある。定例会終了後は必ず議会運営委員会を開催し反省会的なことを行ってほしい。

以上

○議会運営副委員長(内藤圭子君) 以上です

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。引き続き議会運営委員会の所掌事務調査報告についてお願いします。

〔高山議会運営委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山委員長。

○議会運営委員長（高山正人君） はい。

「資料朗読」

令和4年9月16日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 調査目的 | 所掌事務調査 |
| (1) 事 件 | 令和4年第8回安平町議会定例会の議事運営について |
| (2) 日 時 | 令和4年9月15日（木）9時55分～11時48分 |
| (3) 場 所 | 安平町総合庁舎 議員控室 |
| (4) 出席委員 | 高山委員長、内藤副委員長、田村委員、工藤隆委員、梅森委員 |
| (5) 委員外 | 多田議長 |
| (6) 説明員 | 田中副町長 |

(7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

(8) 結果 令和4年第8回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受け質疑を行った後、議会提出案件及び議案審議の方法など議会運営のための所要の協議を行い委員会を終了しました。
協議の内容については別紙のとおりです。

別紙

議会運営委員会協議決定（確認）事項

1 付議案件等

(1) 町長提出案件 17件

- ①報告案件 2件（令和3年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告、和解及び損害賠償額の決定）
- ②承認案件 2件（専決処分事項の承認（一般会計補正予算（第5号及び第6号）））
- ③認定案件 6件（令和3年度一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算の認定）
- ④同意案件 1件（町政功労賞被表彰者の同意）
- ⑤条例改正 1件（安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- ⑥補正予算 4件（令和4年度一般会計、介護保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計）
- ⑦その他 1件（財産の取得）

(2) 議会提出案件について 8件

- ①報告案件 1件（例月出納検査報告）
- ②意見案件 3件（別紙のとおり）
- ③その他議決を要するもの 4件（議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件）

2 会期について

9月20日（火）から21日（水）までの2日間とし、22日（木）を予備日とすることに決定しました。

3 議事日程について

本委員会開催までに意見書の提出が3件あったので、その日程を追加した議事日程を開会当日に配布し、更に議会開催日前までに意見書等の提出があれば、議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布し議事を進めることに決定しました。

4 一般質問について

6名の議員から12件の通告がありました。(別紙配付のとおり)

1議員 質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間目前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないように、また、通告内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきたい。特に新型コロナウイルス感染症のリスク軽減のため、各々ができる範囲の中で時間短縮の協力をお願いいたします。

尚、箱崎議員から、一般質問においてパネル(フリップ)を使用したい旨申出があり、議長はこれを許可しております。

5 令和3年度各会計決算の審議方法について

議長が6件を一括議題に付し、各会計の概要説明を受けた後、議長発議により議長と議選の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることに決定しました。また、委員長及び副委員長互選のため暫時休憩し委員会を開催することに決定しました。

6 議案第2号 安平町職員の育児休業等に関する条例の一部改正議案の提案説明について

条例の一部改正議案の提案説明については、通常、新旧対照表により説明がなされておりますが、今般一部改正する標記条例については、改正箇所が多く内容が複雑であるため、別冊資料において説明し、これを提案説明としたい旨申出があり、協議の結果申し出のとおり取り扱うことに決定しました。

7 会期中における新型コロナウイルス感染症対策について

これまで同様基本的な感染対策を励行します。

8 クールビズについて

9月定例会においても軽装で出席しても差し支えないものと決定しました。

○議会運営委員長(高山正人君) 以上です。

○議長(多田政拓君) ご苦労様でした。

次に一部事務組合議会の報告について、胆振東部消防組合議会の報告を

お願いします。

〔箱崎胆振東部消防組合議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○胆振東部消防組合議員（箱崎英輔君） 8 番箱崎です。

「資料朗読」

令和 4 年 9 月 5 日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 箱崎 英輔
同 工藤 秀一

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会定例会に出席したので、次のとおり 議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和 4 年第 2 回胆振東部消防組合議会定例会
- 2 開催日 令和 4 年 8 月 24 日（水）午前 10 時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1 階会議室）
- 4 経過 議長の開会・開議宣言の後、議事日程の報告、会議録署名議員の指名が行われ、次に本定例会の会期を 1 日限りと決定し、行政報告の後提案理由の説明を受け議事に入り、認定 1 件、議案 5 件、報告 1 件について審議を行いました。

5 付議事件及び審議結果

- (1) 認定第 1 号 令和 3 年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について
原案認定

※令和 3 年度胆振東部消防組合歳入歳出決算が原案どおり認定されました。

- (2) 議案第 1 号 胆振東部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正
について
原案可決

※地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に基づき職員の育児休業の回数制限を緩和するため、条例の一部を改正するもの。

- (3) **議案第2号 財産の取得について**（消防署安平支署 消防ポンプ自動車）

原案可決

※指名競争入札により、消防ポンプ自動車（CD-I型）を取得し、消防署安平支署に配置するため議会の議決を得るもの。

- (4) **議案第3号 財産の取得について**（消防署鷓川支署 指令車）

原案可決

※指名競争入札により、指令車を取得し、消防署鷓川支署に配置するため議会の議決を得るもの。

- (5) **議案第4号 財産の無償譲渡について**（鷓川支署消防庁舎、鷓川支署職員住宅、鷓川支署車庫）

原案可決

※普通財産である旧鷓川支署消防庁舎及び旧職員住宅、旧車庫を無償でむかわ町に譲渡するもの。

- (6) **議案第5号 令和4年度胆振東部消防組合補正予算（第2号）について**

原案可決

※今回の補正は、歳出では消防本部・厚真支署庁舎整備に係る仕様書作成支援業務委託料及び測量調査委託料の計上に伴い消防費委託料等を増額するもの。歳入では前年度剰余金の確定による増額と、消防本部・厚真支署庁舎整備に係る分担金を増額するもの。

- (7) **報告第1号 現金出納例月検査の結果報告について** **報告済**

※監査委員から7月26日に実施した令和3年度2～5月分及び令和4年度4～6月分の現金出納例月検査の結果報告があり、議長がその写しの配付をもって議会への報告としたもの。

○胆振東部消防組合議員（箱崎英輔君） 以上です。

○議長（多田政拓君） 以上で諸般事項報告を終わります。

◎ **日程第3 会期の決定**

○議長（多田政拓君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり本日9月20日から21日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は9月20日から9月21日までの2日間に決定致しました。尚、議会運営委員長の報告のとおり9月22日を予備日と致します。

◎ 日程第4 報告第1号

○議長(多田政拓君) 日程第4、報告第1号例月出納検査報告については、既にお手元に配付のとおりでありますので、以上で報告済みと致します。

◎ 日程第5 行政報告

○議長(多田政拓君) 日程第5、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可致します。

[及川町長挙手]

○議長(多田政拓君) 町長。

○町長(及川秀一郎君) 皆さんおはようございます。令和4年第8回安平町議会定例会にご参集の議員の皆様、大変ご苦勞様です。また、傍聴にお越しの皆様、そしてあびらチャンネルを通じてご覧いただいております多くの町民の皆様、どうぞよろしくお願ひします。さて、北海道胆振東部地震から4年が経過をし4年を振り返る形で日本建築学会で震災の振り返りを先般取材していただいた内容を9月1日からあびらチャンネルを通じて町民皆様方にもその内容を伝えさせていただいておりますが、これまで全国から様々な形でのご支援をいただき、災害復旧、復興事業も計画通り進んでおり、懸案となっております早来中学校の再建による早来地区義務教育学校早来学園も10月末に建設工事が完了する見込みとなっているところです。また、復興まちづく

り計画によります大型事業についても、令和6年度に計画しています早来町民センターの耐震化に合わせた防災支援施設としての改修事業や防災倉庫建設事業などを残すのみとなっています。今後昨年度実施した安平町生活復興調査による検証結果に基づく課題解決策を反映させました安平町総合計画後期基本計画4か年計画を今年度策定し、震災とコロナ禍を乗り越え、未来へ飛躍するふるさとづくりを進めて参りますのでどうぞよろしくお願い致します。

一方、冒頭の議長のご挨拶にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症については道内においても第7波の感染拡大はございましたが、今月に入り減少傾向が顕著になっていますが、これから冬を迎えるにあたり過去2年間は非常に少なかったインフルエンザ、この流行期と重なることからインフルエンザワクチンの接種奨励とともに、これまで9月15日現在安平町のホームページでも公表をしていますが、コロナワクチン接種が対象者の85%を超えて86.5%、そして町民が3回目の接種を完了しまして4回目の接種者も対象者の42%を超えたところですが、国内においても新しいオミクロン株にも対応した新型ワクチンの提供が今月下旬から始まることから、安平町においても引き続き対象者に対するコロナワクチン接種の勧奨を行って参ります。

本年5月22日に100歳になられました編田久乃さんの高齢者記念品と賞状の贈呈を9月12日にご自宅で贈らせていただきましたが、編田さんはこれまで幾度も陸上のマスターズ大会に出場され、90歳代の時にも60m走ですとか、円盤投げ、砲丸投げ、これらの競技で全国1位の記録を出されておりましたが、コロナ禍で3年ぶりに100歳になって出場された第37回北海道マスターズ陸上競技大会選手権大会8月7日に開催されましたが、この大会においても出場された円盤投げで9m01。また、砲丸投げでは4m14の大会新記録、北海道新記録で全国1位の記録を出されたという話をお聞きしました。町民のみならず、多くの方が目指す健康長寿のお手本となるお方だと思っています。これからもお元気で、この記録を更新しつづけていただきたいと思いますところと願っています。

それでは早速ではありますが、令和4年第7回安平町議会臨時会以降の行政事項4件について、ご報告申し上げさせていただきたいと存じます。

まず1件目ですが、安平町行政改革プラン2022の策定についてです。本町では合併直後の平成18年に策定した安平町行政改革大綱及び安平町集中改革プランに基づき行政改革に取り組むとともに、第2次安平町行政改革プラン以降は安平町まちづくり基本条例に策定根拠を置き、行政と町民との協働のまちづくりを進めるための様々な仕組みづくりなど安平町として必要とされる真の行政改革を進めてきました。このような中、第3次安平町行政改革プランの計画期間満了に伴いこれまでの取り組みの成果や課題を明らかにするとともに、安平町を取り巻く現状と課題を踏まえ計画的に行政改革に取り組

むための指針として「安平町行政改革プラン2022」を策定しましたので報告いたします。本行革プランでは、本格的な人口減少社会の到来に伴う様々な影響やデジタル化、脱炭素化、新型コロナウイルス感染症への対応などといった時代の潮流が取り巻く中、安平町の将来を見据えた持続可能な行財政運営を目指すため「安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化」を基本テーマに設定の上、6つの重点項目に基づき行政改革を推進していくものです。尚、策定にあたりましては、安平町行政改革推進委員会及び庁舎内で組織する安平町行政改革推進本部において検討・審議を重ねるとともに、パブリックコメントの実施により町民参画に努めてきたところで、策定後における行革プランの推進につきましても町民参画を基本とし安平町行政改革推進委員会や町議会からのご意見やご助言をいただきながら、全職員が間一丸となって行政改革に取り組んでまいります。以上、安平町行政改革プラン2022の策定についてご報告致します。

続きまして2点目です。あびら移住暮らし推進協議会の設立についてです。町内事業者、公共的団体、行政等の幅広い主体の参画により、移住希望者や学生インターン等といった関係人口を迎え入れる体制を整え「移住者と町民」の「交流と協議」を通じた「新しいつながりづくり」による地域活性化を図るため、令和4年6月30日に設立総会を開催しあびら移住暮らし推進協議会を設立したことをご報告いたします。当協議会の設立により、移住定住と暮らし、コミュニティに関する取り組みを総合的に推進していくとともに、推進体制として移住希望者等といった関係人口と地域住民を継続的につなげる案内・相談窓口機能を充実化することで、移住者の知りたい情報と町民の抱える課題といった双方のニーズに関する情報の収集・発信力を強化し、きめ細やかで適切な情報提供や関係人口と地域との円滑なマッチングを行うサポート体制づくりを進めて参ります。以上、あびら移住暮らし推進協議会の設立についてご報告致します。

次に3点目です。株式会社ビジネスコンサルタント及び株式会社ビーコンラーニングサービスとの包括連携協定の締結等についてです。安平町の持続的な発展及び町民サービスの向上を図ることを目的に、令和4年7月1日安平町と株式会社ビジネスコンサルタント及び株式会社ビーコンラーニングサービスとの3者による包括連携協定を締結しましたことをご報告致します。本協定は、安平町の地方創生に資するまちづくりに関して両企業が保有する人材育成と組織開発に関するノウハウをはじめ、相互の知的、人的、物的資源を活用しながら連携を図っていくものであります。また、この包括連携協定に併せて安平町と株式会社ビジネスコンサルタントは、国の「地域活性化起業人制度」を活用し、株式会社ビジネスコンサルタントから安平町へ社員様を派遣いただき、安平町が受け入れる地域活性化起業人に関する協定を締結しましたことをご報告致します。

最後4件目です。早来中学校体育館解体工事についてです。2月の大雪に

より倒壊した早来中学校体育館解体工事が4月28日開催の議会臨時会において補正予算の可決をいただき、体育館建設当時の図面等を参考に6月2日から8月31日までの工期により工事を実施しましたが、解体作業完了後、産業廃棄物の数量に現場不符号が発生し請負金額が増額となりました。解体工事は発注時の設計数量を概数として取り扱いますが、解体後に数量が確定したため実施数量により設計変更を行ったものです。主な要因としましては木材、瓦礫類、金属類等の増によるものであり、解体現場は既に工事も終了し安全も確保されております。尚、本日の専決処分事項の承認第2号として上程しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。以上、早来中学校体育館解体工事についてご報告いたします。以上、行政報告4件を申し上げさせていただきます。

次に先に本定例会に私どもの方からご提案させていただいております案件についてご説明を申し上げます。先ほど高山議会運営委員長様からもご報告ありましたとおり、報告案件が2件、承認案件が2件、認定案件が6件、同意案件が1件、条例案件は1件で、その内訳は条例の一部改正1件となっております。更に補正予算案件が4件、その他の案件としては財産の取得これは校務用パソコン及び関連機器の整備事業ですが、これが1件の総計17件についてご提案をさせていただいているところです。

最初に報告案件2件ですが、令和3年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について及び専決処分事項、和解及び損害賠償額の決定についての報告となります。

次に承認案件2件ですが、専決処分事項の報告これが2件です。

次に認定案件6件ですが、認定案件については令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定を含む6件の特別会計を含む会計のそれぞれ決算の認定についてです。

次に同意案件1件ですが、これは町政功労賞被表彰者の同意についてということで、これは前議会議長の牧田弘満氏に対するものです。

次に条例案件1件ですが、安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い安平町職員の育児休業取得要件の緩和及び取得回数制限を緩和することにより、育児休業を取得しやすい義務環境の整備を行うためこの条例の制定について提案するものです。

次に補正予算案件4件ですが、まず1件目は令和4年度安平町一般会計補正予算（第7号）についてです。歳入歳出それぞれ1億5598万1000円を追加し、歳入歳出総額104億4645万3000円とするものです。次に令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてです。まず保険事業勘定歳入歳出それぞれ327万2000円を追加し歳入歳出総額11億779万3000円とするものです。介護サービス事業勘定、こちらは歳入歳出それぞれ1000円を追加し歳入歳出総額954万5000円とするものです。次に令和4年度安平町公共下水

道事業特別会計補正予算(第2号)についてです。歳入歳出それぞれ754万9000円を追加し歳入歳出総額8億2177万8000円とするものです。次に令和4年度安平町水道事業会計補正予算(第3号)についてです。こちらは収益的収入及び支出、収入については207万2000円を追加し3億1078万7000円とするものです。支出は207万2000円を追加し3億4360万円とするものです。尚、水道事業会計については公営企業会計法に基づく会計となるため、収入額と支出額は合致しません。

その他の案件1件ですが、財産の取得についてです。こちらは財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。これら提案事項の具体的な内容等については、それぞれ上程されました段階で副町長または担当課長、担当参事等から詳しくご説明申し上げます。

以上、私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたので、ご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。また、事務的なことについては別添事務報告書をご参照願います。補足説明することは特にありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長(多田政拓君) ご苦労様でした。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第6 報告第2号

- 議長(多田政拓君) 日程第6報告第2号、令和3年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。説明を求めます。

[渡邊政策推進課長挙手]

- 議長(多田政拓君) 政策推進課長。
○政策推進課長(渡邊匡人君) 報告第2号朗読

報告第2号

令和3年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

裏面をご覧ください。令和3年度安平町財政健全化判断比率については、4指標とも早期健全化基準を下回り健全な水準となっています。財政健全化判断比率における各指標の内訳を説明させていただきます。まず、実質赤字比率については、一般会計の実質収支額が1億2960万3000円の黒字となっていますことから実質赤字比率は算定されません。次の連結実質赤字比率については、特別会計のうち国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額合計では1億6556万1000円の黒字で、また公営企業会計であります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計の剰余額合計は1億2089万1000円となっており、一般会計を含めた全会計では4億1605万5000円の黒字となっていますことから、連結実質赤字比率についても算定されません。続いて実質公債費比率については、公債費や債務負担行為などの公債費などに準ずる経費を標準財政規模を基本として額で除したものの3か年平均値となりますが、令和3年度決算では10.1%となり前年度から0.4ポイント減少しています。また、単年度決算では10%となっており、前年度と比較しますと0.3ポイント増加しています。これらの主な要因としては、分子となる起債元利償還金の額が2450万4000円増加したことと分母要因として普通交付税が2億423万円増加したことによるものです。次の将来負担比率については、地方債や職員の退職負担見込みなど一般会計が将来負担すべき額を標準財政規模を基本とした額で除したのですが、令和3年度決算では33.3%となり前年度から21ポイント減少しています。主な要因としては、地方債現在高が1億1009万4000円減少したことと充当可能基金の増加などにより分子全体の数値が減少したことによるものです。続きまして公営企業会計における資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道特別会計とも資金不足は生じていないため算定されません。尚、監査委員の審査意見書は別添のとおりです。以上、令和3年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑

はありませんか。

(「なし」の声あり)

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私の方から一つだけ質問させてください。非常に成績のいい数字が出てきたのかなと思っています。実質的にこの分母が増えてきた税収の原因というか、私どもが想定している以上に財政が豊かになったという根本的なところだけお聞きしたいと思いますのでお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） こちらの基準については、毎年年度ごとにある一定の基準をもとに分子分母で要因というものを分母分子で割ったものを数値化しています。やはり今一番震災後から議員の皆様方、町民の皆様方からも不安視されておりました基金というところでまず見ていきますと、当初見込んでいたよりも震災については大きな要因としては、補助率の大きいところがあって負担も減ってきているところがありますし、あと基金でいきますとコロナの関連の基金ですとか、令和3年度でいきますと株によりまして基金が増えてきている要因が一つ大きな要因としてあるのかなと思っています。あと地方債についても借りているよりも返済している額が増えているというところもありまして、令和3年度については割と全道的にもそんなに悪い水準にはなっていないのですが、これからの学校建設なんかがありまして起債の償還がスタートしていくものですから、これから徐々に数字としては毎年毎年見直したりですとか、財政上色々な手法を加えながら考えていかなければならない。こういったものは今、総合計画の後期計画と合わせて財政計画も作っておりますので、今回算定したものについては一つ基準ということなのですが、数字の見える化についてはこの後の財政計画の中でももう少ししっかりと説明させていただきながら議員の皆様方にもご理解いただきながら財政運営をしていけるようにしていきたいと思っています。以上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10（高山正人君） すみません。ちょっと私の聞いていることがちょっと違っ

ていたのかもしれませんが。私が聞きたかったのは、収入が増えている要因として何があるかということだけをお聞きしたいということで、その辺だけを答えていただければいいかと思います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 交付税の要因については、令和2年度に国勢調査がありまして基準の算定替えがあって、当初交付税も減る要因なんかも懸念されたところではあるのですが、新たな財政需要、特にデジタル交付金ですとか、そういった令和3年、令和4年という2か年新しい財政需要があるようなものがあるって交付税が増えている要因と、あとコロナ関連でも交付税が増えている。そういったものが今年度大きな要因となってプラスの要因となっています。すみません、質問に対してきちんとお答えできていないくて申し訳ありません。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○10番（高山正人君） はい。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

◎ 日程第7 報告第3号

○議長（多田政拓君） 日程第7報告第3号、専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題とします。説明を求めます。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 報告第3号朗読

報告第3号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項
和解及び損害賠償額の決定について

安平町専決処分第8号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年7月20日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項
和解及び損害賠償額の決定について（別紙）

（別紙）

記

- 1 和解及び損害賠償の相手方
報告書のとおり。
- 2 損害賠償金額
84,893円
- 3 事故の概要

- (1) 発生日時
令和3年12月27日午後3時20分
- (2) 発生場所
町道向陽旭線
安平町追分旭648番地先
- (3) 事故の状況
町道向陽旭線を町有除雪ダンプで除雪作業中、対向車（相手方車輛）とすれ違い時に接触し、相手方車輛（軽トラック）のあおり等が損傷した。尚、町有除雪ダンプの接触部（除雪プラウ）には損傷なし。
- (4) 本町の過失割合
50パーセント

補足ですが、事故発生から半年以上が経過してしまいましたが、事故原因としてどちらから接触してきたかについて運転手双方の主張に食い違いが出てしまい、結論までに時間を要してしまいました。最終的に双方の保険会社で過失割合を話し合った結果、50：50ということで示談書を取り交わしました。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

◎ 日程第8 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第8、一般質問を行います。確認のため申し上げます。一般質問は1議員質問と答弁を合わせて1時間以内の時間制限があります。また、議会運営委員長から報告のとおり通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いします。新型コロナウイルスの感染リスクを抑える意味で議員各々できる範囲の中で時間短縮のご協力をお願いします。理事者側の答弁もそのようお願いします。尚、議場の前後に残時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるようお願いします。

それでは通告順に発言を許します。2番米川恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.1 2番 米川 恵美子】

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 2番米川です。まず1番目、追分地域の医療環境が守られる見通しの考えと町としての医療法人に対する支援策や関わり方について今後の対応を伺います。（1）5科目の患者数の推移や経営状態を町として知る立場にあるのか伺います。これは内科、小児科、整形外科、眼科、泌尿器科など5科目でスタートしたと思うのですが現在はどうなっているのか。患者数についても増減はどうなっているのか。病院の体制が変わったことで患者さんが離れたという人も聞いていますので、今後の経営を心配しているものですからこの質問になっています。それから（2）と合わせて答弁いただきたいと思いますが、町民の要望などを話し合うような関わり方ができるのかどうか伺います。

[池田健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） まず1つ目のご質問です。追分地域の医療環境ということですので、あびら追分クリニックのこととしてご答弁させていただきます。あびら追分クリニックについては、民営の医療機関ではありませんが、地域医療を守るという町の責務を果たすためには継続した支援が必要であると考えています。それに対する支援策を講じたり実施したりする際には、患者数ですとか医院の経営状況等確認しながらこれまでも進めて参りました。また、今後においても同様にこのような内容をお聞きしながら対応していく考えです。また、新しい法人になってからの患者数の推移ということですが、4月から新しい法人になりまして、これまで8月末で5か月が経過しています。それぞれの診療科の患者数もありますが、これまでと診療科の内容も変わっていますので全体の数としてお答えさせていただきますと、5か月经過した8月末の数字としてはこれまで6896名の方が受診されているということになります。比率としてお答えさせていただきますが、前年度令和3年度までのこの5か月間の比率としては前年比98.8%の数字となっておりまして、ほぼ変わらない数字となっています。これについては4月から土曜日の診療が昨年度までは毎週土曜日半日実施していましたが、今年度からは第一土曜の受診のみとなりまして実施数的に日数は月の日数は減って

います。にも関わらず率としては98.8%ということを考えますと、これまでと受診される患者さんの数は変わらないと捉えています。

2つ目の質問です。町民の方からの要望など話し合う関わり方ということです。これまで例えば医療機関側からの要望があれば、その都度町と協議をして支援策を講じて参りました。また反対に町から町民の方からの要望事項があった場合についても同様の対応をしています。今後についてもこのような進め方、要望、お互いの要望があった場合に協議をしていく進め方に変わりはないと思っています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 経営状態をいちいちご報告いただいて相談に乗れる立場で支援策も考えていかれるのであれば、これまた将来の病院の体制がなくなるとか、そういう心配はないのだろうと思っていますのでちょっと安心しましたけど、この2番目ですね。要望などを話し合う関わり方ができるのかということについて、話し合いをしているというできる状態にあるというのであれば病院側からはどのような話があるのか。まずそれを先に聞きたいと思います。町民からも病院に対する要望が私の方に届けられていますので、それは後でお伝えしたいと思いますが、病院側から何か要望があるのであればお伺いしたいと思います。

[池田健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 新しい4月からの体制となつてからの要望としては4月から運営が変わったと。また、議員がおっしゃられたように診療科目も変わったことがあります。また、入院病床がなくなったということでこれまで例えば2階、3階にあった機器を1階に移設するだとか。それに対する費用が掛かるというところの要望は現在来ているところです。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 院内の建物の中の状況についての病院からの要望ということですね。それで診療に対して町民から要望が寄せられていますので、それに対して私の方から意見を述べさせていただきます。まず整形外科の患者数が大変多くて待ち時間が長くなっています。私も高齢者も室内にようや

く歩いている姿も2か月も見て、見かねて病院にお連れしましたらその方も初診だったのですが、診察券出してから薬局で薬貰うまで3時間半掛かりました。その状態の中ずっと待っているながら患者さんの様子を見ていたら腰痛の方だとか脊髄を病んでいる方もいらっしゃるまして、本当に2時間も待っているのが辛いと言っていましたし、また、様子を見ていても本当に辛そうにして座ったり横になるほどの場所がないものですから、座って体を動かしたりとかちょっと立ち上がったたりして。本当に忍耐比べ、我慢比べみたいにして待っていました。ですからこれは整形外科の場合は月2回で午前中だけなのですよね診察の時間が。それをもう少し1日にするとか診察の回数を3回にするとかしていただけましたら患者さんが分散するので、待ち時間が短くなるのではないかと思いますので、こういったことも要望して話し合いをしていただけないのかどうか伺います。

それからあと2件あります。泌尿器科が設けられたことにより人工透析を受けている人が追分の場合は病院からの送迎バスで千歳まで行っていますし、早来方面の方は町の支援体制により苦小牧方面に行っていると思うのですが。その方からの要望ですが、早朝から家を出てから帰ってくるまで6時間も7時間も掛かるということです。帰ってきたらフルマラソンを走ったぐらい42.195kmを走ったぐらいにすごい疲れる、体力が消耗するってね。先生もそうでしょうって、それぐらい疲れるでしょうとおっしゃってくださってはいるのですが。ですけど、これ行きと帰りの時間だけでも短縮できたら楽になるのではなかなという事で、追分に泌尿器科が設けられましたので人工透析を受けられるような設備、機械等が必要になってくるかと思えますけど、そんなことを設置した上で空き部屋があるので、そういう体制をとっていただけないかという声が寄せられています。

それからもう1件は毎月の妊婦さんが毎月の定期健診で普通の体調なら地元で受けていたいという声があります。上の子を世話する人が居る場合はいいですけど、なければ連れていかなければならないということも考えたら妊婦さんもその上の子を見てもらえる人の都合を考えたりして定期健診の日にちが多少ズレることもあったりして、これもまた不安を抱えながら病院に行くということになりますので。地元で定期健診だけでも受けられるような体制をとっていただけないのか。

この3点は私のところに要望として届けられていますけど、もし病院側と話し合いをするような状況にあるのであれば、これらも町からの要望としてお伝えいただけないかどうか伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） まず整形外科については、これは新しい法人

になる以前から菊池病院のころから整形外科は非常に人気でありまして、患者さんが多い状況です。また、新しい体制になってからも逆に増えているところで待ち時間が長い状況は聞いています。泌尿器科については、今回新しくできたということで人工透析の方、去年には入れ替わりはありますが大体12名ほどの患者さんがいらっしゃいます。透析を行っている医療機関の送迎、バスであったり町では通院移送の透析のバスを走らせていますが、それぞれかかっている医療機関が様々でありますので、乗り合わせで行っているということで、その待ち時間、送迎の時間というのが掛かっている現状です。

産婦人科については、これは以前からも要望のあったところで町内で妊産婦に対する診療、健診などを実施してほしいという話は聞いていました。これらのご要望について共通しているのが病院、医療機関の体制ですとか、設備に関するところですか。町としましても、もしできれば支援をする、金銭的な支援は考えがありますが、まずは医療機関がそれぞれの科目の日数の増ですとか、新しい体制の確保ができるのかが一番の問題になると思いますが、町民の方からのご要望があった、ご意見があったということは医療機関の方に間違いなくお伝えしたいと思っています。以上です。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。只今池田の方からありましたとおり、色んな場面の中で医療機関と医療懇談会の中でも行っていますし、個々に東病院、渡邊医院ともそういう打ち合わせ会議を行っています。今回このような形で議会の中からご意見があったという形はまずは意見交換の場の中で議題とさせていただきたい部分があります。

また補足の補足なのですが、透析患者の場合は先ほど待ち時間とかありますが、それぞれ診療の中で血圧が上がったり下がったり、それを回復するために待つ時間も含んでの部分という形がありますので。もちろん透析患者については先ほど議員がおっしゃったようにフルマラソンを走ったぐらいの部分があるということです。なるべくこれらについても色々な部分の中で今後どれが一番いいのか、町民のためか12人の医療の通院者に対しての今後どのような形が一番いいのかを話し合っていきたいと思っています。

それと先ほどあったとおり具体化についてですが、これも補足ですが、病院側からなるべく病床が変更になった時点での電カルの部分も病院の方から支援をお願いしたいという形がありますので、これらについては補足させていただきます。以上、補足させていただきます。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ありがとうございます。要望を伝えていただけるのであれば、それはそれで町営の病院ではないけれども町が支援する体制でずっと営業していただけているのではないかと思いますので、ぜひお願いします。今初めて発言していますので今後どうなるかわかりませんが、要望を伝えてくれた患者さんたちにとりましては大変辛い中での診察の時間待ちだとか移動だとか、そんなことを考えたら町の対応を本当に注視していますので、今後の話し合いの場へ上げていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次3番目、今後の追分クリニックに対する財政的支援方針を伺います。例えば診療科目が増えたり診療時間が長くなったりとか、訪問診療の件数が増えたりなど変化があるのではないかなと思います。そういったことの変化に対応をして財政的な支援をするという考え方を持っているのかどうか伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） これまで何度か色々な場面でご答弁差し上げてきましたが、今年度町内の医療機関を支援するための補助の要綱がありまして、これを見直しました。具体的な内容としては、これまでかかりつけ医の確保、主治医という部分の他に非常勤の先生に対する助成の額を上げたりですとか、また、専門外来診療科に対する支援もこれまで項目としては一つの項目、補助の内容でありましたが、今年度例えば月に1日しかやっていない診療科、2日やっている診療科、それ以上やっている診療科というところで細分化されてきていますので、それぞれで額が違うところもありますので、それに対応した額の設定をしてきていまして、これまで以上に支援をできる内容となっているのではないかと考えています。また、今後についてもその時々状況を見ながら、ここに則した支援策を講じて参りたいと考えています。以上です。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。只今池田が答弁したのは、この安平町の地域医療維持提供体制ですので、追分だけということではなく安平町全体を指していますのでご理解のほどよろしくお願いします。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 当然であります。今早来にも病院を新しくしよう大きくして患者さんの利便性を図って、多くの患者さんを地元で受け入れようという体制が作られようとしていますので、当然格差のない支援策は必要だろうと思っています。どちらにしましてもお医者さんもどんなにいい医療行為をしてもやっぱり経営ですから、経営が成り立たないと撤退せざるを得なくなってきますので、色んなことで細かく話し合いをして補助金の内容だとか細かく話し合いをして対応していただきたいと思います。

それで次に移ります。譲渡を受けた不動産の登記費用や周辺整備の費用をお伺いします。これ先に建物の中で医院の中で、これは追分クリニックのことを指していますけど、建物の譲渡を受けたことで上下水道とか光熱費の負担は町持ちだと伺っていますけども、それらも含めて大体これから年間どれぐらい掛かるのか予想がついているのであればそれも含めてお知らせいただきたいと思います。

[池田健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 今回経営が変わることによりまして病院の土地と建物、あと向かいに薬局がありますが薬局を挟んでちょうど岩見沢側の方に三角地の土地があるのですが現在駐車場として使用しています。その土地を寄付いただきました。ここの周辺整備の経費ですが、寄付をいただいてから現在半年が経っていますが町として今のところ特にこれといって整備は行っておりませんので、整備に掛かる費用はまだ発生していない状況です。また、電気水道等の経常的な経費については使用者の方の負担ということで契約をしていますので、クリニックの方でこちらの経費は支払っているという状況です。以上です。

（理事者側協議）

[池田健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） すみません。登記に掛かる経費ということですが、これについては町が職権により登記の手続きをしていますことから、費用は一切掛かっていません。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） もう登記は済んだのですね。そして建物を譲渡受けるという説明の中で建物の耐震診断をして不足であれば工事しなければならないという説明もあったかと思います。それから診察に使っている病棟の横に介護病棟がありますが、以前介護病棟の方の水道の設備が修理していないと伺っていましたが現在はどうなっているのか。修理した状態で譲渡していただいたのか。その辺お伺いします。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 耐震診断ですとか水道の設備ですが、寄付をいただいた段階で正式な耐震診断というところの診断は行っていませんが、これまで継続して使用してきた建物ですので、そのままその前の新しい法人になる前のクリニックの方からも特に不具合等の申し出がないということで、そのままご利用いただいているというところですよ。

また、水道については町として聞いていませんでしたので、町の方での修繕はしていません。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） じゃあその譲渡を受けたことによる費用は、金額的なことは今示していただけないのでしょうか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 先ほど答弁申し上げたとおり登記または周辺整備について、現段階で費用は町の方では発生していないということです。以上です。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。胆振東部地震が発災しまして当時の菊池病院もある程度被災を受けまして、国の補助金を使いながらこれらの修繕を行っていますので、まず一つは耐震化の部分についても地震で受けた被害の

他、そのような修繕も行っているという形です。

水道の方については、2階部分は当初作らないと。先ほど言いました具体的にどうなのかという3階にあるCTを患者のための動線確保に基づく3階から1階に戻す等の形がありますので、このCTは物凄い重くてですね、こういう形での被害が出ていなかった部分については、耐震は結構あったのではないかと。また、今後色々な事業の中で町長も病児・病後児保育という部分の検討を進めているところですので、そのような段階で初めて検討材料となってくると。そのような形です。以上、補足します。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 建物についてこれからもどう活用していくかという検討の中で必要な工事が出てくるとその都度議会に報告される、相談されるという理解でよろしいですか。

次5番目。上記の町有財産の活用についての考え方を具体的にお伺いします。今説明がありましたけど、それも今後検討していくということでしたが、どのように検討をしていくのか、方向性だけでも考えていることがありましたらお知らせいただきたいと思います。

[池田健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） クリニックとして使用している1階部分以外の活用方法についてのご質問かと思えますけれども。これまで何回かご答弁しているとおり1階以外の部分、2階、3階の活用方法については追分菊池病院時代の先ほど副町長の答弁にもありました胆振東部地震の補助の関係がありまして、町が寄付を受けたからと言ってすぐ町が新たに事業をできるものではない。内容によっては補助金の返還が出てきてしまうということがあるとご答弁させてきていただいたところです。ただ、担当者レベルと申しますか医療機関ともどのような今後将来的に活用方法があるか、町としての新しい事業があつたり、医療機関の方でも町民の方々に対して新たな事業を試みたいという考えもあるとお聞きしていますので、町民の方のためにより良い事業、また施設の有効利用が将来的に図られるよう進めて参りたいと考えているところです。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

- 2番（米川恵美子君） 次に移ります。あびら追分クリニックの存続について将来的な見通しの考え方を伺います。2025年を頂点として高齢者人口が減少すると言われてはいますが、となると患者数も減少するのではないかと考えています。しかし、建物は耐用年数の関係からいずれ建て直しの改築が必要になってくるのだらうと思います。それらの先のこともずっと考えて絶対地域医療はなくさないという強い決意があるのかどうか改めて伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

- 健康福祉課参事（池田恵司君） 今年の4月から運営が新しい法人に変わりました。それに伴って診療科や診療時間などが一部変更となったことは先ほどもご答弁したとおりです。3月までは毎週土曜日も診療を行っていましたが、4月からは第1土曜のみと変更になったところで1か月の実日数は少なくなってきましたが、毎月の患者数はこれまでと変わらないと先ほどもご答弁させていただきましたが、順調に体制が移行できているのではないかと考えています。ただ、米川議員がおっしゃられたとおり今後の高齢化、人口減少等、このままの体制、運営状況は不透明なところはありますが、今の運営状況、地域から医療機関をなくさないということは町としては念頭に置いていますので、医療機関と連携しながら将来的に町としては地域医療を存続させるために継続して支援をしていく考えです。以上です。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。

- 町長（及川秀一郎君） 医療関係について地域医療を守っていくという基本的な考えは、これまでも申し上げてきましたとおりです。更に今土曜日の診療は第1土曜日だけとなって菊池病院時代から見ると曜日は減ったのですが、専門の科目を平日の方にシフトする中で逆に公共交通を使いやすくなったという声を聞いています。また、当然ハイヤーを使う方そういった助成制度もコロナ禍で継続していますので、そういった公共交通の利便性の向上であったり、先般NPOとして活動を始められましたこまねこ屋さんでしたか。病院の前にトレーラーハウスの中で待ち合いのスペースを設けていただいたような官民あげて色んな形で支援を新たな部分も含めてやっていますので、できる限り多くの方が利用しやすいクリニックになるように町としても支えていきたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 将来的にもなくさないという強い気持ちで病院側と色々な話し合いをもって支援策を考えていただきたいと思います。

建設課から不動産の関係の地図をいただきましたが、この病院の裏側に駐車場があって、道路を挟んだ土地ですけど駐車場があったのですが、その駐車場は使わなくなって、そしてこの譲り受けた三角地帯の所があれですか、駐車場にするということですか。これ質問にあがってなかったので、もし答えられるのであればお願いします。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 駐車場ですが、これまでの駐車場というのは赤いひまわり薬局の隣に第一駐車場がありました。その公民館側と言いますか、建物と公民館の道路を挟んだ所にちょっと小さい第二駐車場がありました。更に追分公民館の方に第三駐車場がありました。今回先ほどちょっと答弁した赤いひまわり薬局の岩見沢寄りの所にこれまで鉄パイプでバリケードをしていた三角地、ちょっと草が生えていた空き地があったのですが、ここも含めて今回寄付をいただいたところで、ここを草を刈って駐車場に、これはクリニックの方で行ったのですが、整備をしてここを駐車場として使用することになったのですが、ここについては第二駐車場になっています。これまでのひまわり薬局隣の第一駐車場はそのまま。今回新たに三角地の所を第二駐車場。先ほどのこれまで第二駐車場だったところを第三駐車場としています。結果、追分公民館の方にあったこれまでの第三駐車場は、民有地の方を借りて駐車場として使用していたので、そこは今回この駐車場を整備したことによって土地はお借りしなくなって契約は終了したところでこれまで答弁した3つの駐車場です。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 駐車場も考えて整備していただいていることは本当にいいことだと思います。もう15年ぐらい前ですが路上駐車していた陰から病院から薬局の方に出てきた人が通行中の車にぶつかったという事例もありますので、路上駐車しなくても済むような駐車場の整備は必要かと思うので、今後も駐車しやすいような駐車場の線を引くとか地盤を固めるとかそういったことはしていただきたいと思います。

次2番目に移ります。景観と利用者の利便性向上のために公共施設の整備について伺います。まず旧幼稚園、保育園の建物が追分、早来、遠浅に残っ

ていますが、追分と早来栄町にある園舎はもう解体対象状態にあると思うのですが計画はどうなっているのか伺います。遠浅公民館については利用廃止したと伺っていますが、これも今後どうするのか伺います。この追分幼稚園については、私 2019 年 3 月の議会の一般質問の答弁では来年度解体撤去する予定ということでした。跡地利用については復興まちづくり計画策定に合わせて検討したいという答弁がありました但未だに実行されていません。それで改めて景観上古い建物があるということは景観上良くないので、早く解体した方がいいのではないかと改めてこの質問になっています。また、早来栄町にある旧幼稚園も前側が高級住宅がずらっと並ぶ中にありますので、これもまた景観上見るに堪えない状態ですので、これも早く整理した方がいいのではないかと改めて伺っています。それで唯一まだ使えるかなと思える遠浅の幼稚園については隣に公民館があるから公民館を利用するようにと町から指導を受けたと伺っていますので、ということは今後その建物も使わなくなるというのか、何か使用目的が他にいいのか。もしないのであれば早い段階で整理した方がいいのではないかと改めて伺っていますのでこの質問になっています。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 平成 30 年の胆振東部地震以降、公共施設の統廃合の計画については一時停滞していた状況にあり、今回の安平町行政改革プラン 2022 にもありますように今後公共施設の統廃合を進める予定です。質問にあります旧追分幼稚園、早来保育園の旧栄町保育園、旧遠浅保育園ですが、旧追分幼稚園においては地震の影響により被災した建物となっており今後解体を予定していますが、現在は道の駅のストックヤードとして一部利用していることから、ストックヤードの用途が立ち次第解体する予定で今年度アスベスト調査を実施しているところです。次に旧栄町保育園ですが、震災前までは成果品などの保管場所として使用していましたが震災により被災を受け現在は使用していない状況にありますことから、今後は町有地の有効活用に向け財政状況を見ながら解体時期の検討を行います。尚、旧栄町保育園についてもアスベスト調査を実施しているところです。最後に旧遠浅保育園ですが、遠浅公民館も完成し地域での施設利用も現在ない状況です。この建物は平成 4 年と比較的新しい建物ですが、建設されている場所も都市計画上市街化調整区域に建設されており今後の利活用もかなり制限されることから、町として今後の利活用はかなり困難なものと考えています。今後地域と協議し、また財政状況を考慮しながらになります。解体の検討を進めて参ります。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 景観条例を作って景観の良さを売りにしてまちづくりを進めるとい町もあることから、やはり使用に耐えられない建物は早急に解体していった方がいいと思います。それで追分についてもアスベストの検査が終わったらすぐ解体するということになるのでしょうか。それから早来栄町もそういう状況となるとアスベストの検査ってそう何年もかかるわけではないので、将来的に解体する時期の目途はどうなっているのか。財政状況も考えてとおっしゃっていますが、大体目安としてはどのようになっているのか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） まず初めに旧追分幼稚園になりますが、こちらは先ほどの答弁にもありますように現在道の駅のストックヤードとして一部使っているものですから今年度はアスベスト調査を実施しますが、そのストックヤードの目途が立ち次第、財政状況を見ながらなるべく早急に解体していきたいと私どもは思っています。続きまして旧栄町保育園です。こちらについても今まだ大型事業が町としてもあるものですから、その辺の財政状況を見ながらこちらも木造の古い建物です、なるべく早急に壊していきたいと考えていますが今の段階で何年度とは大変申し訳ありませんが答弁は控えさせていただきますと思います。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 3か所の保育園、幼稚園とも解体の方向で視野に入れていることですので、先程来言っているように景観上もそれから安全上もなるべく早く整理することを望んでいます。

次に移ります。追分の憩の家の利用目的を変更してはどうか。これは町内会とか老人クラブの会合などで使っていましたが今コロナの関係で極端に減少していますので、これ今回も補正に水道管の修理で上がっています。あまり新しい建物ではないので、これはいずれは使用できなくなるのではないかなと思っていますが。それで私としてはここを利用している次の質問になりますが、老人クラブも町内会もふれあいセンターいぶきを利用させてもらった方が都合がいいという話を伺っていますので、それで憩の家の利用目的を変更してはどうかとお尋ねします。私の考えとしては合宿所みたいなどころにするとうかなと思って、入浴施設もレストランも近くにありますので立

地条件としては良いのではないかと考えていますがいかがですか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 憩の家については議員がおっしゃっていたとおり毎月の老人クラブの例会ですとか、週に大体2回ぐらいサークル活動また葬儀等あればその会場としても利用されているような現状です。先ほどおっしゃっていただいたとおり補正等で不具合、修繕等があれば手直ししながら使っていていただいている状況ですので、担当課としては現状の利用目的において使用していただきたいと現状考えているところです。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 憩の家は震災の後も修理していますのでまだ使えるのだろうと思いますが、ですけどここを使っていた人たちの声を聞きまして次の質問に移ります。

ふれあいセンターいぶきは、町営にしてはどうかということです。2015年9月議会において交流と賑わい創出の場として街中交流施設を使ってはどうかと提案しています。この時の答弁としてはコミュニティによる積極的活用としていぶきを使っていたきたいということでしたが、今町の中で大型店も減少していますし町の中の賑わいが本当になくなっていきます。それでいぶき建設に関する経緯については道の方に要請に行ったり、及川町長もその時担当だったのではないかなとお伺いしていますが、それでいぶき建設に多額の寄付をした人からお話を伺いましたら、商工会のために寄付したけども今賑わいづくり、町の活性化のために使っていただければいいと多額の寄付をした人も言っていますので。先ほど言っていました老人クラブだとか町内会の会合なども憩の家に行くよりいぶきに行った方が駐車場も広いですし、車の停める時の安全性も確保できますので、ぜひ町営にさせていただきたいと思いますがいかがですか。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） いぶきを町営にしてはどうかというご質問に対

して回答します。ふれあいセンターいぶきについては、追分地区商店街の活性化と地域住民や団体の活動の場としてご利用いただくことを目的として平成16年4月にオープンし、町からの補助金も活用しながら商工会が実施運営、自主管理している施設でありますので、現段階では町営に関して町から能動的に動けるものではありませんが、いぶきの維持管理には光熱水費や各種機器メンテナンス費などの計上の経費はもとより建物の改修にも多額の経費を要する見込みでありますことから、商工会においてもいぶきのあり方については協議しているとお聞きしています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） いぶきの使用の仕方については、今村上課長が答弁したとおりですが、米川議員がご指摘された中心市街地の活性化の中でこのいぶきが建てられ、そしてあと2年で早いもので20年経つということになりますから当然公共施設の改修というところも出てこようかと思えます。今日行政報告の中で第1点目で言わせていただいた安平町の行政改革プランの2022。これにも書かされていますが、当然公共施設解体であったり統合、また改修を図りながら有効活用、様々なことを検討していきながら見直しも行っていかなければならないことですから、まだここは商工会が管理していただいている部分で議論は始まっているともお聞きしていますが、そういった中で憩の家の有効活用であったり、また、創作研修館も横にあります但し駐車場だけではなく当時の建物としてはちょっと狭い部分も創作研修館にはあったり、様々な公共施設の見直しの中で利用促進を図っていかなければならないと考えています。なかなかこの場ですぐ明言はできませんが、いぶきの有効活用も当然町としても必要だと思っておりますので、全体の中で見直し検討に向けて総合計画後期計画が今年度策定していきますので、そういった中で地域の方、町民の方のご意見もいただきながらより良い方向に進めていければと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） いぶきの建設にあたっては国と道と地元で三等分してあれしているという建設費を捻出しているという聞いていますが、そんなことは20年経ったら縛りはなくなっているのかと思います。ぜひ総合計画の中に入っているというのですから、ぜひ検討していただきたいと思えます。文化とか芸術の作品の発表の場もありませんのでね。もし町営になりましたらそういう発表の場にもなったりして会合に使うだけではない賑わいづくりがで

きるのではないかと考えていますので、ぜひ検討を継続していただきたいと思います。

次に移ります。追分社協事務所の駐車場の舗装工事について。前も質問しましたけれども、景観上も町の中で水溜まりのある所なんて本当にびっくりするぐらいだと思います。どんな小さな町に行ってもメインストリートに水溜まりのあるような土地なんか無いと思うのですけどね。しかも縁石を乗り越えなかったら駐車場に入らなくてはならなくて、その縁石を乗り越えるヘルパーさん方は皆さん軽自動車ですのでね。だから私の車も軽ですけども、乗り越えが大変心配です。通学路になっていますし、それから循環バスの通行の道路にもなっていますので交通事故などの心配もありますので、駐車場を整備していただきたいと思いますけどいかがですか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 昨年9月の議会だったと思いますが議員の方からご質問ありまして、今後財政状況を見ながら進めていきたいということでご答弁差し上げております。社会福祉協議会追分支所の駐車場整備、舗装化の件ですが、現在担当としては来年度以降の実施計画に載せて実施するよう計画を進めているところです。ただ、その計画する中で積算しました概算費用としては、一番安い工法、内容でありまして大体700万円以上掛かる見込みなことから計画を出して町の財政状況を見ながらいつ実施するのか計画をして参りたいと考えているところです。尚、応急措置として今年いつも水溜まりができる真ん中の低い場所に砂利を入れました。この結果昨年までよりは大雨が降った中でもこれまでのような真ん中に大きな水溜まりができて何日もひかないという状況は若干改善がみられている現状となっています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 社会福祉協議会が今入っている所については、ご存知のとおり在宅サッポロが管理してきた場所を町の方で一部建物は改修させていただきながら購入させていただいたところでした。そういった意味で駐車場が舗装化されていないという所でした。社会福祉協議会の会長さんから6月、7月頃にそういったお話をいただきまして。社協の方では簡易舗装でも構わないというお話だったのですが、実際にやるのであれば先ほど米川議員さんも言われましたが町のメインストリートであって、また4、5年して整備し直すということであってはいけないということで、それであれば実

施計画の中できちんと舗装化をしていった方がいいのではないかという議論をさせていただいているところです。しかしながら、台風 11 号崩れの時も水溜まりができたということもあって、まずは応急措置を図らせていただいてこれから本格的な駐車場整備について実施計画の中で検討し、議会の皆様方にまた予算を提案できるように準備していきたいと。そういったお話は会長さんにも先週老人クラブ連合会の研修会で会ったものですから、そういったお話も会長さんにさせていただいていますが、いずれにしてもきちんとこれからも恒久的に使っていく場所ですし、町の中でのいぶきにも近いということもあって、場合によっては葬儀が入った際にはあそこの場所もお借りすることも出てこようかと思っておりますので、そういったところも勘案しながらきちんと整備していきたいという考えを持っております。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） この駐車場については通学路でもありますし、先ほど言ったようにこども園の父兄の車だとか結構交通量の多い所ですので、事故の起きないうちに早く措置をしていただきたいと思います。計画にあがっているということですので、それを待ちたいと思います。これを持ちまして質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で米川恵美子議員の一般質問を終わります。ここで午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。午前に引き続き一般質問を行います。3番小笠原直治議員の一般質問を許します。

【通告No.2 3番 小笠原 直治】

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 3番小笠原です。政府は外国人が日本で習得した介護技術を母国の発展に活かす目的で技能実習制度を1993年に創設しました。そして2017年11月に初の対人サービスとして施設で高齢者の身支度や移動、食事、排泄の手助けをするいわゆる介護が追加され、実習期間3年間から5年間の延長になりました。介護職場での人材不足対応のために外国人介護人の需要が求められています。安平町においても介護施設で就労研修、人手不足対応の外国人介護人及び人材受け入れ事業者への支援が必要と考え質問をさせていただきます。一つ目、安平町において人手不足の業種及び今後予測される人手不足の業種について伺います。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） ハローワークの求人情報や商工会をはじめとする関係機関の情報をもとにすると、主に製造業や建設業、農林業、介護などの業種で人手不足が見られ、少子高齢化や人口減少の実態を踏まえると今後もこの傾向は続くものと推測されます。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 確認しますと、当町にもその傾向が当てはまるということに理解してよろしいですか。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 当町においても複数の業種で人手不足が見られ、今後もこの傾向が続くものと推測しています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 質問2に入ります。安平町での留学生、技能実習生、技能実習、特定技能1号、2号の外国人を受け入れている企業、事業所数について伺います。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 行政でもっている基本的な情報としては、氏名、国籍、住所、在留資格などが記載された名簿になり、事業所が紐づいた情報を持ち合わせておりませんので正確な数字についてはお答えできかねますけれども、一部行政で得ている情報も合わせると、技能実習生と特定技能1号の外国人を受け入れている事業所はそれぞれ複数あるものと思われま。尚、留学生と特定技能2号の登録はありません。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 実態として安平町での事業所の中においては、何社があるのかはまだはっきりした数字が掴めていないということによろしいですね。はい。

それでは質問3番目に入ります。安平町に居住している留学生、技能実習生、技能実習、特定技能1号、2号のいわゆる外国人数についてはいかがなものです。これ2番と連動しますが、もし掴んでいるならよろしくお願ひします。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 外国人の住民登録状況については、8月末現在の住民登録数は91人となっています。6月議会時点の5月末現在では88人でしたので3人増加となっています。外国人の人口比率は1.24%となっています。国籍別ではインド、中国、フィリピンなど15か国の方の住民登録があります。在留資格別では技能実習生が23人で内訳として、技能実習1号口が10人、技能実習2号口が11人、技能実習3号口が2人となっています。また、特定技能1号は7人となっています。留学生と特定技能2号の方の登録はありません。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） これ私なんで聞いたかという、技能実習と特定技能というのは全く性格が違いまして、技能実習はやっぱり日本の技術を学び、自らの国に帰ってしっかりと知識や何かを母国で活かすと。また日本の国際貢献のための制度でありますけれども、特定技能はこれは日本国内の深

刻な人手不足を担う即戦力のための在留資格として新設されたものでして、いわゆる5年間という形になっています。でも特定2号はいないということですが、これは恐らく建設業と造船、舶用工業が対象業種ですから、ウチでいけば雇うとすれば建設業が当てはまるのかなという部分もあるのですが、ここをしっかりと掴んでいかなければ最後の質問の項にあります多文化共生との繋がりがあるのであえて実態を聞いていきました。

それではその中で先ほどのとおり在留資格を更新できる外国人、いわゆる実習生や特定技能2号ではなくて、特定技能ではなくて、更新できるのは決まった人がおります。今それの人たちの中で家族を連れてきて安平町に移住する世帯数は掴んでいるのでしょうか。

[熊谷税務住民課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 申し訳ありません。世帯数としては押さえていません。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） なかなかこれ日本語って難しくて居住と住居というのはまた全然違った意味合いがありまして、両方外国人は居住地と住所地というのは違う場合があって、熊谷参事の方もなかなか掴みづらいことでありまして、本当に住所がどこに住んでいるのかっていうこと。住所を持っているのですが、居住する場所というのはなかなか外国人の場合掴みづらいものがありましたから、でもやっぱり先ほど言ったように在留資格更新、いわゆる外国人の特別な技能を持っている人たちは日本の企業としても呼んでいますから。これらの人たちに対しては更新できますからね。前回6月議会の際の答弁の中で英語関係だとか色んな人たちは住んでいる人たちも居ますということがありまして、安平町にはいなくても通って来て住んでいると。そういう方々はずっと更新できますから5年間で帰ることはありませんが、そんな意味ではしっかりと今後掴んでいく必要があるかなと思って何人家族がいるのかなと聞いていました。

それでは4番目に入りたいと思います。安平町での人手が減少していくことが予測される中で、安平町では人手不足の新たな担い手として外国人を活用する視点を持つのかを伺います。

[村上商工観光課長挙手]

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 現在の少子高齢化や人口減少の実態を踏まえ、今後とも担い手が不足する傾向は続くものと推測されますので、人手不足の担い手として外国人を活用する視点は町としても選択肢の一つであると考えます。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今課長が言ったとおり 2019年4月に特定技能が、1号2号が新設されて業種としては14業種に及んでいます。この中身を見ますとほとんどが該当しまして、いわゆる該当していない職種もあるのですが、そこに日本人の監督者を含めて居ればその業務を付けるということではほとんど全日本における企業の中の業務に外国人が入れるということになっていきますし、そんな意味では町としても今述べられたとおり外国人を入れて日本の産業を含めて地域の安定した労働力確保に向けていくのは私は必要だろうと思っています。そんな意味では先ほど質問の中で村上課長が言われたとおり農業とか製造業、建設業を含めて介護もそうですけど、人手不足が予測されると。そんな意味ではどういうふうなプロセスの中で人を入れていくのか、それはそれぞれの雇い主がしっかりと決めながらやっていくことですが、ただ私が聞きたいのはいわゆる安平町の公共施設等々の整備関係ね。例えば公園整備だとか樹木の管理だとか草刈りだとか雑木伐採だとか、あとは高齢化社会が進む中で町民の住宅地の除雪、草刈り、清掃など町民が安定した生活ができる基盤を作らなければならないと思っているのですが、いわゆる労務職の人手不足の解消につながると思っているのですが、その点外国人労働者を町として受け入れていくことについて頭の中にあるのか、その点どうでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどの質問の中にありました技能実習生の14の分野ということで、安平町で考えた場合においても今回ご質問いただいた介護の分野、更には農業分野、建設業、外食産業だったり飲食料品、製造業、自動車整備など最低でも7つぐらい、半分ぐらいの業種においては労働力の不足も現時点であったり、また近い将来予測されるのではないかなと考えられますので、当然これまではなかなか外国人の方々の技能実習生の制度だったり、そういったものを活用しながら入ってきた事例が少なかったこともあって、安平町の様々な計画にもそういった考え方、方針は謳われていない

のは現状ですので、今回こういった全国的な新しい課題も含めていますので、これから総合計画とか作っていく中においても様々な観点から検討が必要ではないかなという現在頭の中にあるかということですが、そういった課題の認識は私も持っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私もこう言っているのですが、実態論として住民生活にかかる労務提供をするには需要と供給のバランスがあって、それに更に労働単価の問題が出てきて外国人労働者が安定した業務提供ができ得るのかという問題も課題もあるのです。ただ呼んできてやれば良いというものではなくて、本当に呼んだ以上は外国人労働者に対してきちっとした業務量を与えていくというはありますので。そんな意味で私は一般町民の高齢化社会の中で生活に関わる部分と役場がやっている労務業務、先ほど言った草刈り等々を含めたそれらと連携すればそれなりに外国人労働者に対して業務の提供ができるのかなという面も考えてほしいなと思っているのです。

あと行政改革 2022 の中にも出ていまして、民営化促進という形が今出されていまして、民営化も受ける会社もやはり人手不足ですから会社に落としていってもそこに人材がちゃんと確保できるのかもある意味では役場行政が指導しながら、外国人労働者を入れながら指導を入れていく方向性含めてやっていかなければそれなりの確保が難しいのかなと思っているのです。一番重要なのが町民がどれだけ理解してくれるかが極めて重要ですけども。と言っても人手不足ですからどうしても頼らざるを得ないということですので、そんな意味では総体的に町としてしっかりとした人手不足対策、私は外国人労働者を入れれば良いとは思っていないのです。そもそも政府の考えている外国人労働者というのは何となく日本人の労働単価、低賃金で抑えられるような気がしてならなくっているのですけど。そういっても現実論として人手不足があるということですから、そこを踏まえながらしっかりと安平町においてもそういう人手不足によって住民生活サービスが低下にならないように。あるいは農業や先ほど町長言われたとおり飲食店色々ある業種の中にしっかりと人手不足対策として外国人を取り入れる方向性についてもっていただきたいなと考えています。

それでは5番目に入ります。介護施設において担い手として外国人留学、就労、研修、技術実習生、技能実習、特定技能1号を受け入れている事業所があり、既に受け入れ体制を整え拡大していく事業所があると聞き及んでいますけれども、安平町で外国人介護人材受け入れの実態及び受け入れ拡大を進めようとしている事業所を把握しているのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 安平町では団塊の世代が75歳以上となる令和7年までに少子高齢者の影響で働き手の不足が予測されていたため、第7期及び第8期介護保険事業計画において平成31年度より介護人材の確保及び資質の向上として様々な事業を行って参りましたが、近年はますますその影響が慢性的な人手不足として表れてきていました。今年に入り各事業所においてコロナ禍で中断していた外国人雇用の受け入れが再開され、6月には安平の郷が主催した技能実習生の歓迎会に安平町として出席させていただきましたが、初めての介護技能実習生を自治会等の地域で迎え入れる素晴らしいイベントとなりました。現在外国人介護人材の受け入れについては、日本と経済協力連携協定を結んでいる国から介護福祉士取得を目的として来日するEPA介護員や母国発展のために日本の介護技術を実習しに来日する技能実習生、人手不足が顕著にみられる12の分野で外国人が働くことができる特定技能、在留資格が留学及び介護の4ルートあるとされており、在留資格の介護を除くと在留期間は3年から5年の有限となっています。また、外国人技能実習制度については、現在人づくりによる国際貢献の制度の目的と人手不足を補う労働力として扱う実態の乖離があり、今後は国において制度の趣旨と運用実態が乖離しないように制度の改正に着手していると聞いています。このような国の外国人雇用に伴う制度改正の状況について、担当課として緊張感をもって注視し、国や北海道の補助金等のメニューが策定されていない現状の中で町の財政も鑑みながら有効かつ効果的な対策を講じたいと考えているところでした。ご質問の事業所の把握の件についてですが、現在外国人を雇用している介護事業所については、安平の郷で技能実習生の2名を6月から、追分陽光苑で特定技能の2名を9月から雇用しており、今後についてはあけぼの会において7名程度の雇用を予定していると伺っています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） そうすると安平の郷の2名については技能実習生ということでもよろしいですね。追分陽光苑については、これは特定技能1号なのか実習生なのかそこ辺りは把握していますか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 特定技能ということでお聞きしては、それ以上詳しい話についてはお聞きしていませんでした。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） わかりました。それでは当面2名6月から安平の郷、9月から陽光苑に入ってきて大体7名程度を入れていきたいという方向性が安平町の介護施設ではあるということですのでよろしいですね。

それでは6番目に入ります。介護施設で就労研修する外国人介護人材並びに受け入れ業者への具体的な支援を要請していきたいと思います。一つ目として全国的な課題なのですが、住居の確保は事業者及び外国人介護者の課題になっています。町として住居の確保対策をすべきと思うのですが、その点はいかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 現在既に就労されている方の住居については、各事業所において準備されたと伺っていますが、今後の受け入れ拡大に伴い町としては公営住宅や民間住宅の情報提供などを随時行っていきたいと考えています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 確かに今入ってきていますから、入っていますよね。私は総体的には外国人労働者を入れる時に事業者としては住む場所をしっかりと確保していきたいという課題を持っていますから何とかして努力をしていきたいと思っていますし、安平の郷においては安平の郷の近くの空き家を利用して事業主がやっている現状ですが、そういう意味では事業者の努力もあります。私は実態として全国的には外国人実習生等の宿舎として地方自治体が借入れをし、修理費や賃貸料を支援するところがたくさんあるのです。そこら辺を含めてこれからこの人数で収まるわけではなくて、もっと介護の職場においては外国人が入ってくるのかなと思っています。それらを踏まえながら空き家の利用促進の中でこれらについて支援をしていくという考え方はないでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 現在のところは先ほど申しましたとおり情報提供ということになってしまいますが、今後介護保険事業計画の第9期計画もありますので、その中で検討していきたいと考えています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今年から集落支援業務として担当業務として空き家の利活用及び空き家バンクの登録推進に向けた把握活動をされていると思いますが、町内全体並びに介護施設付近の空き家の利活用、それぞれ含めて登録活動の進捗状況についてはどのぐらい進んでいるのか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ご質問のありました春先から移住交流コーディネーターという形で集落支援員を雇用した状況です。移住協議会を立ち上げてそれらの取り組みを進めている状況ですが、まず基本としては住民生活課で行った昨年空き家の調査がありまして、それが275世帯。ちょっと数字が前後するかもしれませんがございます。その部分を更に深掘りする作業を進めている状況です。現状としては空き家バンク、住宅の空き家情報を自治会町内会の方々と一緒に調査しようということで自治会町内会会議でご案内したところなのですが、手が挙がらなかったため現在進めている現状としては早来地区に重点地区と絞って調査に入っている段階です。早来地区に重点を絞った理由としては今子育て世代の移住を進めているところですが、早来地区で住宅を建てたいという質問が多く承っておりまして、そこをつなげていく作業をしているのですが、なかなかないという現状が課題としてぶつかっています。ですので今そこを深掘りするためゼンリン地図を持ちながら空き家調査をもとに把握作業に入っている状況です。

行政課題としては実態調査で276世帯把握したのですが、これが立ち入り権の問題から遠目から把握した作業となっているので、皆様自治会で把握している肌感覚とズレていることを認識しています。ですので今移住コーディネーター集落支援員がまず調査をもとに現場を歩きまして、その歩いて確認した情報をこの後町内会会長等にご覧いただきながら地域実態と付け合わせをしていきたいという段取りを進めているところです。ということで空き家、空き地の問題はかなり難しい内容になっているというのが今進めている実感として思っているところでして、こうした課題を一つ一つ進めていくよう

な形となっています。実態としては調査として276戸把握したのですが、それが本当にまた地域として空いているかどうかを皆さんの声を擦り合わせながら進めていくということを始めただけの状況です。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私の質問が悪かったのかもしれませんが、絞って回答していただきたかったのは、私は空き家の数は把握していますから先ほどの阿部課長の答弁にもありましたように私は空き家を借りてやってくれないかということに対して現状としては厳しいという答弁をされていましてから、私はその意味では集落支援員が利活用の中で今やっているということですから、介護施設付近の空き家をしっかりと掴みながらここは空いていますから介護施設のそれぞれの事業者さんにそこはあたって外国人を住ませたらどうですかとかいうふうに進めていっているのかなということを思ったのですが、総体的な話をされましたが私は答弁としては本当はその付近の施設側としては施設の付近に住まわせていきたいという方向性を持っていますから、それはもちろんそうですから、働く人の安全面含めていけばそばの方がいいですから、そういう意味で空き家も含めて精査をしてそれぞれ提示しながらやっていただきたいと思うし、その提示をした後は修理費、賃貸料含めてそこはまた再度町長にお願いして何とか支援していただきたいと、これからの課題としていきたいと思っています。

ところで、本当に緊急の場合においてなかなか空き家等が見つからない時に、当面の措置として空き家の教員住宅や緊急避難として職員住宅の無償貸付け等については考えられるのか考えられないのか伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今のご質問については外国人の技能実習生で来られる目途がついた方が事業所に就職したくても家が見当たらない緊急の場合何か方法がないかということだと思いますので、空き家のリフォームでいけば若干時間が掛かる部分でしょうから。例えば安平の郷であれば私が話若干長くなりますが6月に歓迎会が町民センターでミャンマーから2人来られた時にお招きいただいて、そしてちょうど施設の近くに住宅を確保できたとお話いただきました。ただ私が心配していたのはその方たちは日本語学校を向こうで色々勉強された方だったので通じるわけですから生活に困らない部分があるのですが、これから入ってくる方、例えばなかなか言葉が難しい方であったり、そういう問題になってくると居住の問題だけではなく通勤の

問題だとか色んなことも出てくると思ひまして、そういった話も施設の方であつたり関係者にその歓迎会の中で情報交換をさせていただきました。ですから安平町の安平の郷では初めて今回2名を受け入れたのですが、3年後には更にまたミャンマーの方から新しい方が来てローテーションで回していきたいという長期的な考えを持った中で進めていることですから、町としても一回限りではなく長期的に施設は考えていることでもありますし、追分陽光苑さんの方の話にはまだ聞いていませんが、介護人材確保という観点から施設の方にも住宅の問題だけではなく、様々な問題があろうかと思ひますので、既存の空き家バンクであつたり移住対策の協議会はあるのですが、それも外国人の方も対象にしながらより良い方法を考えていかなければならないのではないかという基本的な考え方だけご答弁させていただきます。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは2つ目のことなのですが、いわゆる外国人介護人材者に町として生活支援事業として月額給付を検討し給付すべきではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まずは先日新聞等で報道があつた技能実習生などの介護施設の人員配置基準について事業者が支払う給与などに影響があることですのでお話をさせていただきます。介護施設には国で定められた人員配置基準があり、入居者3人に対し最低1人の常勤の介護職員配置が義務付けられています。これまでのところこの配置基準についてEPA介護員や技能実習生は就労開始から6か月経たないと人員配置基準に参入できないこととなっています。このことが介護事業所にとって大きな負担となつていたのですが、先月国の審議会において就労直後から参入対象となるよう見直し案が提示され審議されています。制度の取り扱いを日本人と同等とすることで施設内の均衡待遇を実現し外国人の処遇改善につなげようとする試みであり、町としてもとりわけ注視しているところです。また、近年の日本の賃金はOECD各国の中で低位の水準であり、長引くデフレによる低成長の影響で一人当たりのGDPは韓国、台湾と同水準となっています。更に24年分の円安水準の影響もあつて外国人労働者の日本離れが静かに始まっているとも言われており、今後は何らかの対策が必要になってくると考えています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 総体的には阿部課長が言われたとおり外国人労働者が日本に来たいという状況ではなくなってきていると。円安の中で外国人はドルベースですから実際に今140円台になるとかなりの賃金低下となっている現状ですから、なかなか厳しいだろうと思っています。私は生活支援をすべきなのかというのはいわゆる安平の郷の人たちもそうですが、介護福祉資格の習得に向けて来ているだろうと思っています。それも実習生も含めて特定技能1号の人も施設に入ってきます。そして試験も受けられます。そんな意味で外国人労働者の皆さんにとって勉強しなければならないのですね。資格を取らなかつたら5年で帰させられるのですから。そんな意味で勉強をしなければならないということですから、しっかりとその面についても給付をやるのか介護福祉試験の資格に向けて勉強会等を開催して講習会に行く時に支援をしてやるのか、具体的に外国人が資格とれるような体制をしっかりととしてやるべきではないかと思うし。

また、こんなこと言ったら大変失礼ですが事業者、事業主においてもやっぱり恐らく安平の郷だって家賃をとっていると思うのですよね。タダではないと思うのですよ私。そんな意味でお金、家賃を払っている面もありますからなかなか彼らがそれなりの賃金をいただくという体制にはなっていない。実習生ですからなっていない現状の中では厳しいのかなと思っています。生活がね。そんな意味でそこら辺を含めて考えてやれば何とか生活支援できるような、あるいは勉強できるような部分に対する支援については考えていかなければならないのではないかと私は思うのです。

何故そう思うのかと言ったら介護資格の試験をとると5年以上に伸ばせませんから。介護施設だって雇っていただけますからずっと。制限ありませんから。更新更新で。そんな意味で安定した介護者がきちんととれるという面もありますから、そこら辺含めてやはりせっかく日本に来て介護者の資格を取ろうとしている人たちがいますから、何らかの生活支援等含めてできないものかいかですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 今後の介護福祉士ということで外国人介護実習者のキャリア形成に重要となる介護福祉士の資格ということで現在3つのルートがありまして、EPA介護福祉士候補者として入国し介護施設で3年間の実務経験を経て受験する方法や、介護福祉士養成施設にて必要な知識及び技能を習得した後に介護福祉士の受験をする方法、あと施設で実務者経験

を3年経て実務者講習を受講し受験する方法。介護技能実習生及び特定技能1号の介護とともに最長5年の就労が可能となりますので、条件を満たせば在留期間中に介護福祉士の国家資格を受験することが可能となります。介護福祉士の資格を取得し在留資格を介護に変更となれば、在留期間に制限がなくなります。

もう一つあわせて家賃の関係だったのですが、現状で北海道の家賃補助などの助成や補助金等はありません。都道府県単位でも実施していることは少ないのが事実です。あと自治体単位で実施しているところも、外国人限定ではなく介護職全員に給付している自治体も少数ではありますがあります。人材確保及び雇用の定着としての観点から介護福祉士の資格と合わせて有効な施策だと考えていますが、今後の国や北海道の対策も含めて検討課題と考えています。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 何とか北海道も実態論として補助金等含めて生活支援制度はあるのですが、それは貸付けなのです。貸付けということは払わなければならないということがありますから。そうではなくて安平町としてある程度の給付型にしてしっかりと支援をしていただきたいなと思っていますので何とか彼らが、彼女らがなのかはわかりませんが日本で資格を取って日本の中で介護の仕事をしていただきたいなと思っていますので、できるだけ検討をしていただきたいと思います。

3番目に入ります。外国人介護人材受け入れ事業費の軽減負担を図るために補助金の交付を取り組むべきではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 外国人の採用にかかる費用についてはルート別に違いがありますが、安平の郷の技能実習生については一人当たり3年間で概ね370万円程度掛かると伺っています。また、追分陽光苑では介護人材派遣会社から受け入れていまして、一人当たり5年間で180万円程度掛かると伺っています。今後は事業所等の負担軽減対策として支援事業などを実施するための検討を進めて参りたいと考えていますが、介護保険事業計画の介護人材の確保及び資質の向上における今後の施策の展開としては、新規採用者を獲得するとともに既存の従業員が退職しないような取り組みを車の両輪として行う必要があると考えています。各事業所において質の高い介護サー

ビスを提供できるようICT化やキャリアパスの導入など人材育成の仕組みづくりを行い、同時に介護職員が安心して働き続けられるような職場環境づくりについてセミナーを実施するなど職員の意識を啓発し定着を図っていく。このような取り組みについても保険者としてサポートしていけるよう介護人材の確保及び定着として9期計画に盛り込んでいきたいと考えています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 総体的な9期の中でやっていきたいというのは総体的な理論の中では課長の言っていることはわかるのですが、実態論としては人が来ないということですからね、日本人が来ないと。故に外国人に頼らざるを得ないということが介護職場の実態ですからね。その意味で今安平の郷では370万、陽光苑では180万含めて掛かると言われていますが、これもまた国の制度というか上手く仕組みができて外国人技能実習機能が受け入れられていまして。そこが昔で言えば口入れ屋みたいな形で彼らが仕切って分配をしていくという公益行動ですから国の下請けとしてしっかりやっているのですが、そこを通じても私が聞くところあたり1人雇うにはそこに60万円を払うとか、月額2万円位ずつ一人当たり払っていくというのはかなり事業者にとって負担になっていることもこれまた事実であって、そう言ったってどこの企業だって辛いのに介護職場だけそんなに優遇するのかというご意見も確かにあることは事実です。しかし、私も年寄りでありますから、年寄りとしては将来行ける所がしっかり場所であって、しっかりとしたサービスを受けられることをしてもらいたいという面もありますからあえて介護職場の中に事業者も外国人労働者を支援していただきたいというのが私の趣旨でありますから、何とかそこを汲み取りながらできる限りの形の中で支援していただきたいなと思っています。

最後になりますが、多文化共生社会の形成に向けた考え方に伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 6月議会の中でも類似のご質問をいただいたかと考えています。私の方からは町政全体的に関わるようになりますので最初にご答弁をさせていただければと考えています。多文化共生については、総務省の方では国籍や民族など異なる人々がお互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を養うこととしながら社会の構成員としてまともに生きていくことであると定義されています。これに加えて子どもや女性、しょうがい

を持たれている方、シルバーの方など多様性を認め合い共に生きていく持続的な社会づくり、まちづくりが大変重要であると認識しているところです。こうした考え方については世界的な潮流下での取り組みでもありと考えていますので、現在策定中になります安平町総合計画後期基本計画の中にも課題を深掘りしながら反映していきたいと考えています。作成します計画については、議会議員の皆様からも多くの視点やご意見をいただきながら時代をきちんと捉えたまちづくりの計画にしていきたいと考えています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 総務省を含めて多文化共生推進プランを策定し多文化共生社会の形成による豊かで活力がある地域づくりを基本目標にライフサイクルに応じた継続的な支援など施策を目標を掲げ様々な取り組みを展開できる体制づくりに向けていく私はその必要性については認識をしていますが、安平町において外国人労働者の必要な業種の再整理や、あるいは受け入れ事業を拡大しようとする事業者、更には新規に受け入れをしようとする事業者との更なる協議が必要だろうと思っているのです。その協議の中で一定程度の方向性が見えてから私はプランを作成すべきではないかと思っているのです。今どういうふうになるかわからない状況でプランを作っても総務省が作れと言ってもそれほど作っていないし、全国的に見てもそれほどプランを作っている地方自治体はないので、それはしっかりと外国人労働者が受け入れが必要となって時点でプラン等を作っていくべきではないかなと思っています。特に私は多文化共生の形成には外国人労働者を雇い主が責任を負うということが一番だろうと思っているのです。それで特定技能1号は人手不足の対応ですから5年間なのです。5年間しか安平町には居られません。その中で安平町の町民が共生していくというのは、なかなかそこまで行くということは時間が掛かる課題だろうと思っています。その意味では私はそうではなくて、更新ができる職種で採った人たちに対してしっかりとしまし最初外国人との共生に向けていく理解を求めることをしっかりとやっていくべきではないかと思ひますし、そのためには町として外国人に対して受け入れについて安平町の仕事をしていただきますから大事でありますという理解を求めていくことが大事であつて。更には雇い主、事業者がしっかりと安平町に居住する際にはルールがあるということを示す必要があると思ひますね。その点についていかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） この最後のご質問は1番目から6番目全てを包括した中で最後これに集約される部分もあるかなと思うのですが、やはり外国人の方たちがこれまで日本で仕事をされてきた中で、例えば低賃金だったり劣悪な労働環境であったりとニュースでも報道されていますよね。決してそういうことをするのはなく日本の優れた介護でいけば資格を取るだとか、技術を学ぶ、そういったところに行かないと先ほど説明したとおり日本の賃金水準は円安もあって国際的には非常に低くなってきていることがあるわけですから、ですから給料の魅力はだいぶ低くなってきているわけです。ですからきちんと基本的なことを押さえながら安平町においてはまずは介護人材が不足しているわけですから。追分高校生に対する支援であったり、高校生が専門学校に行って介護の資格を取った場合、そして地元に戻ってきていただいた場合についてはその返済免除、そういったことも既にスタートされております。それだけでもまだ施設では足りない実態がありますので今回小笠原議員が一般質問の中で様々な提言提案もされましたが、ただ単に国が示した多文化共生のプランを作る、この計画を作るのを目的にしないで実態に合った事業主との打ち合わせだったり協議、来られる外国の方にとって何が大切なのかを洗い出しをしながら、そして行政でできる支援にも限界がありますが、外国の方特有の難しい問題もありますから、そういったところもほかの自治体の参考例も既に担当課の方では入手して検討も今後していきたいと内部協議をしていますが、そういった中で受け入れについては前向きに安平町として取り組んで参りたいなど。そこに必要な支援策は既存の様々な業種とのバランスもありますし、そこだけ特化してやるというところには配慮も必要だと思いますので、そこら辺も含めて幅広く検討させていただければと考えています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今町長の方から総体的な考え方も出されまして。私は今先ほど阿部課長も言われていましたし、町長も言われましたけれども、賃金等含めてそれほど日本が魅力的でなくなっている現状もあると。円安も良い例であります。そう言っても今日本の中で外国人の就労先が都市圏に集中しているのが現状でして、何とか過疎地と言われている部分に外国人を持ってくるかということを含めて安平町が外国人をトータル的に受け入れる地域社会の担い手としてしっかりと外国人を頼っていく姿勢を見せたり考え方を示せば、これらの都市集中から地方に行ける解決のヒントになるのではないかと私は思っていますから、ぜひこの安平町が外国人から選ばれる町になっていただきますように。私たちも当然頑張りますが、理事者

の皆さん、関係職員の皆さんにしっかりと頑張ってくださいますことを述べまして私の質問を終わらせていただきます。以上です。

- 議長（多田政拓君） 以上で3番小笠原直治議員の一般質問を終わります。
次に8番箱崎英輔議員の一般質問を許します。

【通告No.3 8番 箱崎 英輔】

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 8番箱崎です。私の方からは2点、今回伺わせていただきます。まず一つ目、防災無線から見た広報のあり方について伺います。以前から町民の方々や議会でも意見が出ている防災無線ですが、その解決策と防災に対する広報のあり方を伺います。初めに防災無線についての認識を共有したいと思いますのでフリップを使って説明させていただきたいと思えます。フリップの関係で一度（氏名標を）倒させていただきます。2枚ほど説明させていただきますが、こちらどちらも総務省のホームページに載っている資料です。まず安平町、このオレンジの部分になりますがRCA無線のみということで安平町が進めているあびらチャンネルアクセス、マルチチャンネルアクセスという形式になっています。緑の所が同報系、移動系と言われる併設されたもの。ピンクの所は同報系のみ。黄色の所は移動系のみとなっていて、白い所は未整備、システムは持たないというところになっています。更にこちらが陸上移動通信システムを活用した同報系システムということなのですが、こちらは先ほど見せました北海道の地図の中の緑の色であったりピンクの所であったりというところの市町村が基本的に活用しているシステムです。今現在安平町としては戸々の戸別受信機がない。こちらの方も利用していないというところだと思います。このような認識を持たないとこの先議論が噛み合わないと思えますので最初に説明させていただきました。また、このフリップを使った後で説明させていただきます、という認識を含めまして、まず防災無線はいつどのような経緯で建てられたのか伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小板橋憲仁君） 現在設置されていますMCA無線システムについては、防災伝達手段の一つとして平成24年12月に設置されています。こ

のMCA無線ですが若干説明させていただきたいのですが、マルチチャンネルアクセスの略でこの無線方式はタクシーや運送業など幅広い分野で広く利用され、整備費用が安価なことから近年は市町村防災行政無線として消防庁からも活用を推奨されている方式です。

導入の経緯についてですが平成23年8月頃より災害時及び平時双方で多目的に利用可能である情報伝達手段の構築、情報提供において紙媒体を減らし将来を見越した先進的な情報提供基盤の構築を目標とし、平時問わず利用可能である情報伝達インフラ整備を含めた手法の検討をしていました。まず一つ目に整備費の低減化が困難であり国の財政支援が乏しいこと。二つ目にスマートフォンの普及により高速携帯通信網の整備状況が著しく変化しており、今後の推移を見定める必要があること等の理由により、新たな手法は一旦凍結をし防災無線の中でも比較的安価に整備できるMCA方式による防災無線の整備、町ホームページの改修、スマートフォン専用ホームページの創設など同時期に行い防災情報伝達手段の拡充を行っています。以上です。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） つまり安平町は平成24年当時から色々な手段を使っていこうと。平時災害時問わずということでやったのだと思います。ちなみにこの手元に平成24年12月現在での防災行政無線の整備状況というものがありまして、この当時町として登録しているのは安平町だけと。他は3市が登録されているということになっていますので、この当時は先進的なことだったのだと思います。

続いてお伺いします。防災無線の本数と場所についてなど、設置基準のようなものはありましたか。そこを伺います。

[小板橋総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 防災無線の設置本数については全21か所の5局を備えています。選定理由については当時40か所あった避難所についてその収容人数、子局同士の距離、伝達市街地区の範囲などの項目において設置可否判断を個別に行いスピーカーの方向、音達域を現地調査の上選定しています。以上です。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

- 8番（箱崎英輔君） 今おっしゃったような理由で学校であったり会館であったりと顕著なところを選定したということだと思います。では今までの防災無線に関する町民からの声はいつから何件ぐらいあるのか。また、町内団体からの提言や答申はあったのか伺います。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。

- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 防災無線の問い合わせについてですが直接電話にて年間数件来ており、ほとんどの問い合わせは国によるJアラートのテスト時に聞こえない、うるさいなどの2点となっています。その都度北海道内の住宅は気密性が高いとされていまして、住宅内では聞こえづらいこと、情報手段の多重化の必要性、屋外の方や最初の気づきにも大切なこと、問い合わせいただければ内容をお答えすることをお伝えしており、ほとんどの問い合わせの方からご理解をいただいています。

また、昨年実施した地震検証業務において防災無線に関するご意見の記述は6件あり、聞こえないが2件、非常時の防災無線を活用した情報発信の向上についてが1件、個別受信機の設置を望む希望が3件となっています。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。

- 8番（箱崎英輔君） わかりました。今この手元に令和4年8月4日に安平町行政改革推進委員長から町長宛に提出された安平町行政改革プラン2022答申という文章がありますが、個別意見ということですが、その中でも防災行政無線の屋外スピーカーから流れる音声が聞きづらく自宅から外に出ても聞きとれないことがあることから、緊急時の情報が町民に適切に伝わる手段を検討していただきたいとあります。こういった声もあるということなので、これは安平町行政改革プラン2022にも反映されているのは確認しましたので、これからそのような検討がなされていくとは思いますが、その今までの検証や取り組みについて今度伺います。まず交互にかけたり時間差でかけたりしたことはありますか。これも私もちょうど今年9月1日の防災訓練の時に追分地区の跨線橋に立って聞かせていただきましたが、聞きとれるのは聞きとれるのですけども、お互いの無線が邪魔し合うのか二重になって聞こえたり、また違う時間帯に前回流れた苫小牧衛生からの情報だと思うのですが、その時には自宅近くにいたのですが、ちょっと何を言っているのかわからないというところがありましたので、この2番の音声の大きさを変えてみたりしたのかということなのでこの1番目2番目について伺います。

[小坂橋総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） まず一つ目の交互にかけたり時間差でかけたりしましたかということのご答弁をさせていただきます。交互放送については、現在のところ実施はしていません。ただし、震災時には同内容の複数回の実施、一部地域で子局からのその地域にマイクで直接発信を行ったりしています。

続いて二つ目の音量の大きさを変えてみましたかというご答弁になります。音量、音声スピード、声の高低の調整を放送内容により都度担当者が本局での視聴により耳で行っています。以上です。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。交互複数回音声の大きさは変えてみたということですね。

次3番目、デジタル音声とアナログ音声。こちらでもデジタル音声の声を聞きづらいということも以前お伺いしたことがあります。また位置的な問題、これを決めた際に著名な所あとはスピーカーの方向だったりということなのですが、これを検証してもっといい場所が建設場所を変えるというのは難しいのでしょけれど、スピーカーの位置を変えたり相互に、ごめんなさい、スピーカーの方向を変えたりその他色々検証できるようなことはなかったのか伺います。

[小坂橋総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） デジタル音声の方はアナログ音声のようにノイズを拾わなく且つクリアで直進距離が長いということですが、実際に音声測定をしたわけではないのでどの程度違うかという詳細は不明です。あとスピーカーの向きということでお話がありましたが、現在付いているスピーカーについては場所によっては大きめのスピーカーを付けたりとか音響の響きと言いますか反響のしやすい地区については若干スピーカーを小さくしたりとか、全部が全部同じものがついているということではありません。以上です。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。今まで聞いたところによるとちょっと聞きづらさを解消できる手段はないのかなと感じています。

それではシステムについてお伺いします。このMCAマルチチャンネルアクセスですね。こちらのシステムは総務省や消防庁が推奨している陸上移動通信システムになっているのかどうか。今現在総務省などで推奨している移動通信システムなのか。これは安平町においては変えることはできないのか伺います。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 冒頭の方でMCAを若干触れさせていただきましたが、お見込みのおり議員のおっしゃるとおり総務省あるいは消防庁からも推奨をされているスピーカーと防災行政無線となっています。当町は一般的な市町村が導入している同報系システムではありませんので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ではちょっと話を整理させていただくと、先ほどのこのフリップに戻らせていただきますが、この1枚目でやりました北海道地図の中で安平町はこのオレンジ色ということで、このシステムはそもそもがこの戸別無線機をつけるシステムではなかったということによろしいですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 元々のシステムのお話ですが、MCA制御局から屋外の拡声子局の方に流れましてその他回線ということで別となりますが、戸別受信機の設置は可能になります。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） こちら総務省のホームページから持ってきたものを見ると同報系、つまりこれがピンクとか緑の所ですね。こちらになります。こち

らについては屋外拡声器や戸別受信機により役場から地域住民に情報伝達を行う。だから戸別受信機により役場から地域住民に直接情報を伝達できるということになっているのですが。これが移動系になると基地局、要は黄色ですね。基地局と陸上移動局との間で被災状況との情報収集連絡を行う。ということはこの安平町のMCAシステムは戸別無線機を付けようとするればできるということですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 結論から申し上げますと、変換という作業が必要となりますができるということになります。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） ということは、このMCAというところから同報系に変えるということですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 同報系とMCAを互換させると言いますか、双方に伝えあうというイメージでよろしいかと思いますが。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） ということは前回も議会で他の議員の方が質問してらっしゃいますが、これに掛かる経費が膨大だからできないという認識でよろしいですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） おっしゃるとおり全てを網羅するとなるとそれなりの仕様ということにもなりますが、工事費も別途掛かってくるとかそういう経費の問題も出てくるかと思いますが。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 経費ということになりましたということはわかりました。それと先程来続けています聞きづらさの解消は、今のところ解消策はないという認識でよろしいですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 聞きづらさという部分では気象状況にもよるかと思いますが、例えば本当に必要である雨、風、大雪もそうですが、そういった気象状況によっても普段聞こえるのだけど聞こえないとかいったことは当然出てくるかと思いますが、夜間の時間帯であればお宅でカーテンを二重三重にされている所についても防音と言いますか、音を遮ってしまうことも考えられるかと思いますが。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） そこはわかりました。聞きづらさは解消できることは今のところ改善策は見当たらないということと、戸別受信機については高額な予算計上となってしまいますので今のところ考えられないと。この2点ということなのですが、となった場合にこちらも以前からいくつか回答で出ているのですが、複合的な手段で町民に伝えるということを考えてらっしゃると思いますが、今現在とこれから安平町が考えていらっしゃる複合的な手段というのは具体的に教えていただけますか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 前の議会の中でもご答弁させていただいたことがあります。今現在手法として考えられるのは実現できるかどうかは別なのですが、個別にタブレットをお配りしたりですとか、スマートフォンですとか、継続してやりますがホームページの掲載ですとか、あびらチャンネルのデータ放送、そういったものの他に今安平町の自治体DXという計画を今年度作っている最中ですが、その中で何かできないだろうかと模索をしているところですが、その中で対応できるものではあれば取り組んでいきたいと考えています。以上です。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） あびらチャンネルは確かに有効な手段だと私も思います。ただ、デジタル化が進む中で防災に対する情報提供を更に注目させることが必要だと今回答があったとおりののですが。また町内で光回線が通じているとなっていますが、いわゆる情報弱者と言われる町民の方々、インターネット回線を引くことが経済的に困難な方、もしくはその必要性がないと言われる高齢者の方もたくさんいると思います。更にインターネット回線を開通させるために高額な経費を必要とする企業などがあると思いますが、こちらへ対する重複した情報提供をするための支援など、今後の対策、個人と企業それぞれに伺わせていただきます。

[小坂橋総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 現在先ほども申し上げましたが、安平町DX推進計画の中で町内の企業、団体さんも含めて対象にヒアリング等を行いながら実態と言いますか、課題を掴みながら総体的に行政だけではなくて、そういった方たちも含めて取り組んでいく必要があるという基本的な考えをもって進めていこうと考えています。以上です。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

（理事者側協議）

[小坂橋総務課参事挙手]

○総務課参事（小坂橋憲仁君） すみません。

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） すみません。仮に戸別受信機を当町の現行システム上にて設置する場合に、各子局に変換器を設置することで理論上は可能です。使用する電波周波数が自治体へ割り当てされない周波数のため非常に難しい状況です。また、設置した場合にも現行子局21局では全町域をカバーしきれないこと、各住宅へアンテナ用の穴を壁に開けさせていただくなどそれ以外の問題もある状況なので非現実的な方式と考えています。現行防災無線以外の情報伝達手段として先ほど申し上げましたけれども、あびらチャ

ンネルデータ放送を含めて町のホームページ、LINE@、それとフェイスブック、インスタグラム、登録制防災メール、各主要4キャリアスマホへの非常メール配信などの他、避難指示等発令の際は広報車による巡回体制を構築し、避難が必要な方に正確な情報が行き届くように努めて参ります。また、少しでも情報未伝達者が出ないようにするため、各町内会自治会の防災訓練、地域ミーティングなどの際に共助の観点から地域の方々に情報共有をしていただくことをお願いしている次第です。

尚、今年度安平町自治体DX推進計画。向こう5年間の計画になりますが、その中で防災情報伝達についても効果的かつコストに優れたソリューションを調査検討しているところですが、それ以外に今後技術の向上とともに更に効果的な情報伝達手段が想定されますので、その都度当町の有効性を検討するため調査研究を進めて参りたいと考えています。以上です。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ちょっと話戻ってしまうのですが、戸別受信機を付けられない理由の一つに経済的な理由という経費の理由ですね。そして技術的にも難しいという認識でよろしいですね。わかりました。

それと安平町版のDX推進計画を立てられるということなので、ぜひ色々な手段を講じていただきたいと思います。今手段の一つとして出ている一番最後の自治会町内会という組織の防災としての機能が必要性ということですが、確かにアナログ的な防災自治会町内会が困っている住民の方を助けていく、支援していく可能性は考えています。とは言いながらも自治会や町内会などのデジタル化、これ防災だけに関わらないのですが実際に全国津々浦々で報道がなされていることもあります。実際に行われているそうです。という状況の中で当町においても自治会や町内会などの魅力化、効率化という観点だけではなく防災化という観点でデジタル化は必要だと思えます。自治会町内会へのデジタル化を含めた支援策、また町との役割分担などの考え方を伺います。

[小板橋総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） デジタル化による自治会町内会に対する支援策としては、繰り返しになりますが安平町自治体DX推進計画を作成するにあたり現在検討中ですが、将来的な一例ではありますが広報あびら、広報笑顔などを含め現在各戸配布を行っているものを紙面から画面によるデジタル化により配布業務の負担軽減とペーパーレスの実現に向けて新たな情報発

信ができる仕組みづくりについて取り組んで参りたいと考えています。

次に町と自治会町内会の役割分担の考え方についてですが。防災に限ってお話しますと昨年実施しました胆振東部地震検証結果に基づきます自助・共助・公助は極めて重要であり、各々の立場で役割と責任を果たしていくことが重要と考えています。また、日常的な隣近所の声掛けによる情報伝達も重要と考えています。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。次のデジタルトランスフォーメーションについて伺うことと重複しますので次に進めさせていただきます。

2番目の安平町版デジタルトランスフォーメーションについて伺います。日本でもデジタル庁が発足してちょうど1年を迎えました。その取り組みの内容は市町村によって温度差、時間差があるように思います。安平町は子育て世代に選ばれる町を標榜しています。その目標に向かってどのような取り組みをしていくのか伺います。

まず1番目の安平町としてのデジタルトランスフォーメーションの進捗状況はいかがですかということなのですが、先程来今計画を策定中ということなので割愛させていただきます。

次に2番目、町、民間、自治体、これ住民、企業、役場と入れ替えてもいいと思うのですが、これら3つに対してのデジタルトランスフォーメーションがあると思いますが、この3つをどのように進めていく考えですか。また、進めていく中で町としての課題または重要事項だと思われることを伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 現在検討段階で既に行うことが容易かつ効果的なものは積極的に導入を推進する方針であり、一例を申しますとすでに両庁舎間のWEB会議や各庁舎に相談用個別ブース設置の他、今後予定している世帯と子どもを含めた個人ごとのデジタルに関する住民アンケート及び職員アンケートの実施、町の企業や団体などへのヒアリングで集約した意見を分析し課題を明らかにしながらデジタル技術の特性を活かした効率的な行政サービスの提供と職員の業務改善、住民自身のデジタル技術活用に向けて全ての年齢層に向けた学ぶ機会の提供、全ての住民に平等な通信環境の提供、この3点の他に先進事例を参考にしながら安平町のスタイルに合った形で進めていきたいと考えています。行政からの一方的な取り組みではなく、

それぞれの分野で知恵、技術を最大限活かせる仕組みづくりや体制づくりが重要であり、そのためには時間もある程度要するものと考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 1番目の質問と2番目の質問でちょっと重なりますが、デジタルDXをどのように進めていくのか、また進捗状況であったり課題がありますが、ちょうど令和3年度に管理職が我々が先導してノートパソコンを庁内会議もペーパーレス化で来年度に向けた4か年の実施計画も今回ペーパーレス化でやろうと思っていますので、そういったところを進めていく。更にはコロナ禍であったり、私は出張の機会にはサーフェスというノートパソコン。あれにリモートでできるLGWANのテレワークシステム、これを試験的に入れていただいて、役場庁舎内でしか使えないセキュリティの関係で今までは使えなかったのですが、それは例えば自宅においても土日でも電子決裁までできるようになったと。町長室のパソコンをリモートで操作するようなイメージになりますが、そうなればコロナに例えば感染した時にも電子決裁についても自宅でも東京に出張した際にでもできると。そこが大きな課題でありましたが、そこが今年度から取り組みができるようになってきたわけです。また、これも先週担当課長と話をしたばかりですが、これまでも納付書で例えばコンビニ納付だとかそういったようなご要望があったのですが、なかなかプリンターが高額であったりバーコードが印刷の関係で難しいという話があったのですが、QRコードを使った納付の取り組みが全国的に進まっていくという話で、令和5年度に向けてはこれはまず途中で変更がない固定資産税であったりあとは軽自動車税、ここについては令和5年度から外部委託、費用的には80万程度になるかもしれませんが、そこで印刷機であれば70万ぐらいかかるという話でしたからそこでできるだろうと。その翌年度には他の税についてもやろうと思えばQRコードを。ですから自宅でスマートフォンで納税することもできるようになるというところも視野に入ってきました。ただ、途中で変更する場合がでてきますので、その場合については印刷機が必要なので、そこら辺はまだ引き続き課題が出てきますけれどもそういったこれまで難しかったのではないかと、できないのではないかとこれまで去年まで言っていたことが既に取り組みが出来たり、来年度が視野に入ってきた状況もあるので補足説明させていただきます。また、マイナンバーのカードについても広報でも周知しましたが、5人以上集めていただけていただければ出張サービスで出かけていくと。写真もお撮りするし手続きもやりますよと。役場に来ていただいても写真もサービスしますという取り組み。今日もちょうどニュースでやっていましたがマイナポイ

ントの付与が9月末で期限だったのですが、これが年末まで延長されるという報道もされましたので、そういったところも更に追い風にしながらデジタル化の取り組みを総務省でも推奨していますが安平町としても全力で取り組んでいる最中です。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 町長が今言われたように行政、役場としての取り組み、あとは住民の方々への還元と利便性という意味での取り組みが着々と進んでいるというのはわかりました。また、できるところからやっていくということ、あとこれも今町長が言われましたがすごい勢いでデジタル化が進んでいますので、去年できなかったことが今年ではできるよというところもたくさん出てきています。私としては町長も言われた先進的な事例ですね、こちらを紹介しながら町としてどう考えているのか、これ以降質問させていただきます。

ということで今現在安平町のLINE@、こちらは非常にいい取り組みだと思いますが登録数、フォロー数は何人ほどいますか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 9月13日現在になりますが、1344件となっています。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） こちらも先進的な事例になるのでしょうか、例えば福岡県福岡市なのですが、福岡市の総人口が162万7244人。福岡市のLINEに登録しているのが179万5500人ということなのです。それで今言われた安平町のLINE@も福岡市がLINE@の登録数が164万人と。どちらにしてもこれ福岡市の総人口よりも多いという。それだけ利便性がある。それと考えられるのは福岡市以外の人も福岡市に登録しているということだと思うのですよね。ちなみにこの福岡ソフトバンクホークス、地元なのですが27万5000人ということを考えて、この福岡市のLINEの登録数は圧倒的に多いということになっていくと思います。なぜ私このLINEについて質問したかということ、こちらの方もフリップで説明します。まずこれガイアックスというソーシャルメディアを担当している会社のデータなのですが、

こちら会社の方に行って資料を取り寄せました。どんなことがわかったかという、年代別に見ても一番上がLINE、青い所がTwitter、そして真ん中がInstagram、下に行ってTikTok、一番下の青い所がフェイスブックと。この年代的に見てもLINEが圧倒的に強いと。70代でも56.7%の人がLINEを利用しているということになっています。こちらの方は先般私の方が講習を受けてきたのですが、こちら大学の先生からの今出したようなデータを統合してどのようなSNS利用者が主に何を利用していているかというアンケートをまとめた結果らしいです。こちらの方を見ても70歳以上から60代の方は広報紙。これ間違ってもらっては困るのは、この年代はこしか見えていないということではなくて主に何を見ているかということなので、10代の子が広報紙しか見えていないという人もいらっしゃるだろうし、いやいや90、100でもLINEを使っているよとか。そういうソーシャルメディアを色々使っているよという方はいらっしゃる。お間違いのないようにしていただきたいのですが、主にこのような形でやっていくとこれについても圧倒的にLINEが強いということになります。ということでこれが10年経つと今度は70歳以上の我々は、私なんか今62歳ですが、ほとんど周りはLINE、フェイスブック。中にはInstagramをやっている人も多いです。ということを見るとこれから10年経てばほとんどの人はLINE、フェイスブック、YouTube、Instagram、Twitterというところに使うことができると。使っているという回答になっていくと思うのですよね。このようなことを考えると、LINEを使って今の安平町の現状に戻ると主にどのような内容を伝えていますか。もっと幅広く今あった事例のように活用はできないのでしょうかということ。例えば熊本市。こちらは情報発信を復興、イベント、子育て、健康、高齢、しょうがい、仕事など欲しい情報の項目を選択して、その項目の通知がプッシュ通知で来ると。熊本市だけではなく他の市町村においても公共料金、今先ほど町長も言われたと思うのですが電気ガス水道のキャッシュレス決済、公金税金、介護保険料、公営住宅料などの公金などもLINE Payで請求書が届くということが今現在起きています。このようなLINEの使い方まではまだ考えられるのでしょうか、今現状のLINE@をもっと幅広く活用することは考えていませんか。私を知る限り今のところ教育委員会関係の情報しか出てこない。他の部署からの情報はほとんどないという状況なのですが、その辺はいかがですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） LINE@は平成28年8月、主として未就学児の保護者に対して子育て情報を配信するツールとして導入した経緯があ

り、胆振東部地震の際には情報発信の一部手段として活用させていただいています。現在は当初コンセプトのとおり主として健診情報やパパママ教室やマタニティヨガなどの子育てイベントの告知や子育て支援センターの情報を主として配信しています。ご質問のLINEを利用したプッシュ型の情報配信については今後のDX計画策定の中で当町の住民ニーズや有益性、費用対効果などを含め、ソリューションの一つとして検討していきたいと考えています。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。検討していただくということでLINE以外でも有効な手段があればどんどん取り入れていっていただきたいと思っています。次の質問に入らせていただきますが、このLINEを利用した取り組みですね。こちらはICT企業との連携等が必要になってくると思うのですよね。例えばこのLINEスマートシティ推進パートナープログラムなどというものもあります。こちらはキャッチフレーズがスマホの中に役所があるとか持ち運べる役所として全国に展開されて、2022年7月現在で32都府県、北海道でも札幌市の都市部だけでなく沼田町、新十津川町など22市町村が加盟しています。安平町と人口規模が同等か安平町よりも人口規模の少ない所も加盟しています。このような連携は考えられますか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 議員がおっしゃるとおり2022年7月現在において北海道内の加入近隣市町村ですが、他には近隣でいきますと室蘭市、苫小牧市、千歳市、登別市、洞爺湖町などが加入しています。ご質問についても今後の安平町DX推進計画策定の中で連携協定を申し出ただけの企業様の有無や当該連携が当町の住民ニーズや有効性、負担感などを含め、当町スタイルのDXを推進していくのに必要かどうかを含め検討していきたいと考えています。以上です。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ICT企業との連携もこれからぜひ考えていっていただきたいと思います。今までデジタルトランスフォーメーションについて伺いして参りましたが、これらを推進していくことにより移住定住を促してい

る子育て世代だけではなくて、高齢者の方々にとっても役場に行かなくても済むと、用事を済ませることができるようになります。そうすると我々の生活が変わる。そもそもデジタルトランスフォーメーションってこれ何のためにあるのかと言ったら、我々の住民だとか行政だとかこれまでと違った生活様式になるという変革の時代になっていくということでデジタルトランスフォーメーションを進めていくことなので、今までからちょっとよくなった、これは時間がかかることだとは思いますが少しでも前に進んでいただきたいと思います。これらをやることによって行政にとっても事務量を低減することになり、マンパワーを必要な部署に力を振り分けられることにより、より良い町になっていくと思いますが考え方をお聞かせください。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 当町における自治体DX推進については、全ての町民が情報通信技術の便益を享受できる社会の実現が究極の目標だと考えています。そして情報通信技術の便益を享受できる社会の実現とは、デジタル技術におけるあるべき姿、幸福を目指し実現することと捉えています。高齢者やデジタル技術が苦手な方についても不安なくこれらの技術が享受できる施策を進め、ニーズに合った住民に住民サービスの提供、向上に努めていくことでより良い町を目指していけるのではないかと考えています。

また、デジタル化により行政業務の効率化や簡素化を図ることで適正な人員配置も可能となることが想定されますことから、行政改革の重点項目と位置付けられていますことから合わせて取り組んでいけるものと考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先程来から何回か安平町DX推進計画の話が出ていますが、ちょうど現在計画づくりにも着手していて例えば来月予定していますが経費はあまりかけないで広報に織り込む形でアンケート調査もとりたいたと。世帯ごと、更に世帯の中で4名以上の世帯については4名に絞っていただいて上位4名の方に個別に聞く。更には子どもにやさしいまちづくりの実践自治体、ユニセフの関係もありますので子どもに聞く設問も追加してもらおうと。追加していこうということで内部で協議もさせていただきました。そういった中で箱崎議員がおっしゃっていた様々なメディア、SNSの内容、使用状況はどうなのか。あびらチャンネル、更にはあびらチャンネルのデータ放送がどういった形で使われているのかも聞き取りながら、そして

今後のそういったDX計画に反映させていきたいと考えています。また、LINEでいきますと昨年10月だったと思いますが庁舎内でLINEワークスを、民間でも使っているところが多いと思いますが安平町でも導入をして例えばスケジュール管理、私のスケジュール管理も含めて職員と共有しながら、まさしくLINEと同じようなやりとりが日常的にできる。それも自分の所有のスマートフォンでも役場のパソコンでも自宅のパソコンでもすべて共通で入っていくと。セキュリティ対策はきちんとなっていますが、そういったものも活用しながら箱崎議員がここでおっしゃっているような行政の事務量の軽減だったり、マンパワーの必要な部分を部署に投入していく。そういったことも臨機応変にやらせていただいていますので、先程来からDX計画何回かできてきましたが、そういった考え方で今準備を進めながら取り組んでいきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。ありがとうございます。本当にこの2、3年以内に我々が今まで考えられなかったことが起きてくるのではないかなと思います。例えば安平山スキー場に行ったらPay Payで支払いができてしまったり、同じ教育環境で言えば不登校の子に限定版YouTubeで配信したりと。別にこれをオンライン上で先生たちにやれというとその不登校の子たちとか何らかの理由で学校に行けない子を見ながら授業をしないといけないと思うのですが、普通の授業を録画してそれをYouTubeで配信してあげれば先生たちは最初のビデオのONとOFFだけですよね。あとはYouTubeにそれを載せてあげればいい、というようなことも可能になってくるのではないかなと思います。色んなところでそのようなことがあると思います。先日受けた講習もあったのですが、テレビに関してもネットフリックスってあるのですが、そちらの年間コンテンツの制作費は1兆6830億円。在京キー局ですね。こちら日本テレビ、テレビ朝日、TBS、テレビ東京、フジテレビの5社が合わせて4022億円。この時点でネットフリックスは在京キー局の4倍以上のお金をつぎ込んで世界中のコンテンツを入れ込んでいくということに進んでいるそうです。ネットフリックスの社長はこんなことを言っているんです。2030年にはアメリカの地上波はなくなる。つまりテレビを見る必要がなくなってくる可能性が出てくるのですよね。それと同じように日本でも先日AKB48の生みの親である秋元康さんはこう断言しています。今の10代は50%しか見ないよテレビは。それを意識してテレビづくりをしていかないとこのテレビ局というのはなくなっていくだろうねということも話されています。ということでどんどん状況は変革されていくと思いますので、それに乗り遅れないようには言えないと思う

のですが、我々もそういう情報を常に更新して政策を反映させていくと。もしくは変更するということが必要になってくると思います。ということを説明して私の質問を終わらせていただきます。以上です。

- 議長（多田政拓君） 以上で8番箱崎英輔議員の一般質問を終わります。
ここで15時まで休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

- 議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。休憩前に引き続き一般質問を行います。9番内藤圭子議員の一般質問を許します。

【通告No.4 9番 内藤 圭子】

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 9番内藤です。通告書にしたがい安平町生活用水（特に水道未整備地域）について一般質問を行います。今回この問題を取り上げたのは私の関係する団体が活動拠点にしているみずほ館で弃当事業の許可申請するために水質検査をしたところ、飲料適用にならないという結果が出ることがはじまりです。そこで、みずほ館同様に地下水を生活用水にしている守田、新栄、瑞穂、安平、緑丘、追分向陽の20世帯の人に飲料水について聞いたところ次のような声が上がってきました。飲み水として適さないので飲料水を買っている。遠くまで飲料水を汲みに行っている。鉄分が強いので除鉄の浄水器を付けている。硝酸態窒素が出ているので浄水器を付けている。水量が足りないので出なくなるとしばらく溜めて使っているなど苦労していることがわかりました。また、水質検査はいつしたか覚えていないという声もあって全町民が安全な水を確保できているのか心配になりました。それから設備については、井戸が枯れて掘り直した、ポンプが壊れるという他に胆振東部地震で井戸が出なくなって掘り直したとも聞きました。以上聞き取り調査でわかった現状です。水は生活の基本インフラの一つにも関わらず水道未整備地域の住民はそれぞれが個人の責任で生活に必要な水を確保し

ている現状がわかりました。さて、別の視点から水道未整備について考えてみます。安平町は新規就農者を積極的に誘致していて、その就農先は水道未整備地域の場合があります。彼らは水道が当たり前の都市部から田舎に来るわけで、彼らにとって安心して使える水の確保はごく当たり前のことです。新規就農という新しい生活に不安と期待を抱いて安平町に移住してくるのですから、できるだけ問題は取り払ってあげたいものです。今回新規就農者からの話を聞きました。その方は北広島まで週に2回水を汲みに行っているそうです。もう慣れたとは言っていましたが余計な苦勞をさせているように感じました。

それでは通告にしたがって質問します。まず町内の水道普及率について伺います。普及率は向上しましたか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 安平町の水道普及率については、令和4年3月末時点で88.55%です。地区別では早来地区が84.63%、追分地区が94.29%となります。年度別では令和2年度は行政人口7504人に対し、給水人口6636人で88.43%。令和3年度は行政人口7351人に対し、給水人口6509人で88.55%となります。以上のことから行政人口や給水人口の変動が水道普及率に影響を与えられていると考えられますが、令和3年度については井戸から水道に切り替えた件数が2件ありました。そのことも水道の普及率に影響していると考えています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） わかりました。

次に（2）の安平町水道ビジョンについて伺います。安平町水道ビジョンを読んだところ、安平町が水道に関して苦勞していることがわかりました。また、水道未普及地域に新たに水道を整備する場合、安平、守田、瑞穂、緑丘は水源より高い地域なのでポンプアップが必要である。対象地域が広い、そもそも水が足りていない、本管から家まで水道を敷くための個人の負担額がとて大きくなるなどの課題があることがわかりました。それでも総合計画にも水道ビジョンにも水道未普及地域の解消と書かれています。そこで質問します。水道未普及地域の解消のための具体策はありますか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 内藤議員がおっしゃったとおりの課題ですが、水道未普及地域の解消については、現在一番大きな水道未普及地域となっているのが早来地区の瑞穂、安平、緑丘、守田という地域となっています。これらの地域については標高が高いということもあり、既存の水道施設から水道管を敷設するだけでは給水できないというエリアになっています。給水することとした場合には新たにポンプ場や配水池など水道施設の建設が必要となり、総事業費としてはかなり大きな事業費になると見込んでいます。これらの事情から、なかなか未普及地域の解消が進んでいないのが現状となっています。都市部と農村地帯を持っている自治体では普及率を比較するのは難しいと考えますが、未普及地域の方が安心して飲用水を利用できるようにすることは課題の一つとして捉えています。水道ビジョンの中でも具体策についてということで記載していますが、なかなか現実問題この経費の関係や水源の関係から進まない状況になっているということでご理解ください。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） わかりました。本当に大変だということがよくわかりました。次の質問です。町が行っている水質検査計画について伺います。どのように行っていますか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水質検査計画については、事業年度の開始前までに作成し保健所に報告をしています。実施については本計画に基づき毎月町内4か所で採水したものを厚生労働省登録検査機関に提出し水質検査を実施しています。尚、水道利用者への情報提供も求められていますが、現状では窓口配布のみとしていますので来年度からはもう少しわかりやすい内容となるように注釈を入れるなど工夫をしながらホームページへの掲載も検討したいと考えています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 公表していますかという2番の回答もありがとうございます。未普及地域の水質の把握はしていますか。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 税務住民課参事。
- 税務住民課参事（熊谷泰裕君） 水道未普及地域における水質の把握については、3月定例議会で工藤秀一議員からの一般質問においてもお答えしていますが町では把握していません。ただし、新栄地区においては近隣事業所による影響把握のための地下水の水質検査を年2回実施しています。また、守田地区においては産廃処分所建設計画予定地近隣におきまして地下水の水質検査を実施しています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） わかりました。その他の地域はあくまでも自己責任ということですね。
次の質問です。行政域を超えた水道の利用について協議していくとビジョンの中でありましたが、どのように行っていますか。また、何が課題になりますか。

〔谷村水道課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 水道課参事。
- 水道課参事（谷村英俊君） 広域での水道利用については総務省ですとか北海道でも広域の推進というものが図られているところですが、現状では北海道が作成しています浄水場集約シミュレーションという基本資料をもとに北海道と協議を実施している段階でありまして、具体的な協議のところまでは至っていない状況です。以上です。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） わかりました。

（理事者側協議）

- 議長（多田政拓君） 内藤議員ちょっとお待ちください。答弁漏れがあるのかな。質問漏れがあるのか。

〔内藤議員挙手〕

- 9番（内藤圭子君） すみません。
- 議長（多田政拓君） 内藤議員どうぞ。
- 9番（内藤圭子君） 結果の公表。
- 議長（多田政拓君） ウの所ですね。
- 9番（内藤圭子君） はい。結果の公表は一緒に答えていただいたので、
- 議長（多田政拓君） 答えていません。
- 9番（内藤圭子君） はい。じゃあ結果の公表をしていますか。

〔谷村水道課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 水道課参事。
- 水道課参事（谷村英俊君） これは給水区域の、先ほどの水質検査の結果ということでよろしいですね。
- 9番（内藤圭子君） はい。
- 水道課参事（谷村英俊君） 検査結果については閲覧による公表と令和3年度の結果については町のホームページで公表しています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） ありがとうございます。今行政域については答えていただいたので最後の質問にいきます。安平の生活用水について最後の質問に移ります。水道を維持していくには老朽した水道管を交換したり、地震の対策をしたり、水質を守るために細心の注意の上に検査が行われていたり、水道技術の継承が必要だったり大変な労力とお金が掛かっていると今回水道について学ばせていただきました。町の総合計画や水道ビジョンには水道未普及地域の解消とこれまでずっと書かれています。北海道の場合も北海道の水道（令和2年）の中に未普及地域の解消は課題であるものの山間部と水道未普及地域全てに水道施設を整備することはコストの面からも現実的とは言えないことから、未普及地域における施設整備のあり方の検討が必要です。未普及地帯で飲用井戸等を利用している住民に対して安全な水の確保という観点から衛生対策の取り組みが必要だとありました。安平町の水道事業特別会計を見ると水道事業費のうち水道料金では足りない分については国庫補助金、起債、一般会計から税金が投入されています。もし水道料金だけで水道事業を行うと水道料金は今の2倍になると聞きました。現在水道未普及地域の住民は自己負担と自己責任で全ての生活用水を確保しています。生活の基本インフラである水に関して同じ安平町民でありながら水道施設

地域と水道未普及地域とでは負担に大きな差があると言えます。そこで負担の大きな水道未普及地域の住民に対して何らかの補助制度を整備することは考えられないか他の町村を調べたところ、様々な補助の方法がありました。例えばむかわ町はむかわ町簡易給水施設事業補助要綱があって、そこで井戸の整備1件あたり200万円まで。厚真町は新規就農者農業後継者育成事業で50万円を上限。空知管内月形町、井戸を新設する時の工事費3分の1、上限50万円まで。修理費、経費の2分の1、5万円まで。滅菌装置代8万円までという補助制度がありました。安平町も水道未普及地域に対して何らかの対策が必要と考えますがいかがですか。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 未普及地域にかかる様々な補助制度についてですが、3月の工藤秀一議員の一般質問の時にもお答えしましたが浄水器の設置ですとか井戸の掘削など、あと水質検査の補助などについては議員がおっしゃいました他自治体の事例を参考にしまして検討して参りたいと考えています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 今回読んだ水道ビジョンは平成28年に策定されたもので29年から水道が早来と追分が合体して状況も変わっているのですが、新しい水道ビジョンをぜひ策定していただいて、そこにこのように未普及地域に補助をしていきますみたいなきちんとした形で作っていただきたいと思えます。以上です。間違えました。この件で質問は終わります。

○議長（多田政拓君） 答弁、できますか。

○9番（内藤圭子君） いいのですか。お願いします。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道ビジョンの見直しについて答弁させていただきます。3月の議会の中で令和4年度中に水道ビジョンの見直しをするという答弁があったとは思いますが、現状では水道事業の財政状況及び施設の更新について実際に将来的に何トンの水が必要なのかとか、どの施設にいくらぐらいの修理費用が必要なのかといった基本計画を策定中です。その基本計画をもとに水道ビジョンについては基本計画の結果をもとにして財政推計

ですとか施設の更新計画または実施計画などにより、令和6年度以降に新たな水道ビジョンの見直しをしていきたいと考えているところです。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） わかりました。ありがとうございます。

次の質問に入ります。環境フォーラムの成果と今後について。安平町は2015年からこの北進、守田の産業廃棄物処分場建設問題と向き合ってきました。この問題を広く町民に知ってもらうため広報でも取り上げて説明しています。今回補正予算をつけ東京などから専門家の先生たちをお呼びして環境フォーラムを開催したところ、町民を中心に大勢の入場がありました。環境や産廃問題への関心の高さに安平の自然を守る会の会員の一人として私もととても嬉しかったです。

それでは質問します。環境フォーラムである町は廃棄物から見た持続可能な社会、今私たちにできることはという目的でフォーラムを開催しましたが、今回の成果をどのように捉えていますか。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 9月10日に開催しました安平環境フォーラムには、会場に88名とZOOMによるオンライン参加を合わせて約100名の方にご参加をいただきました。当日は会場参加者の方にアンケートを実施していきまして、88名の方のうち37名から回答をいただきました。その結果今回のフォーラムは良かった、またはまあまあ良かったと回答された方が29名で、回答をいただいた方の約8割の方が良かったと回答しており、少し悪かった、とても悪かったと回答した方はおりませんでした。今回の参加者数やアンケートの結果から、町として安平環境フォーラムは成功だったと評価しているところです。また、今回のように町民とともに考える機会を作り、これからも身近に寄り添い問題解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。環境フォーラムでは3名の先生方が基調講演を行い、その後パネルディスカッションという運びでした。参

加した方からとても良いお話が聞けて良かったが、内容が多すぎて消化しきれないという感想を聞きましたし、私も理解するのは大変だったのかなと感じました。今後、町民が環境フォーラムの内容をより一層理解するために何か対策を考えていますか。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 内容と情報提供の量は、フォーラムとしては一般的なボリュームだと判断しています。しかし、パネルディスカッションの登壇者の数については多少多かったため、お話を深く聞くことができなかったということはあったかもしれません。今後については全体的なバランスを考慮して検討して参りたいと考えています。また、今回の安平環境フォーラムについては、あびらチャンネルにおいて当日の様子や講師のインタビューなどを放送する予定となっています。その他、安平町公式YouTubeにおきまして基調講演の様子を9月26日から配信する予定となっています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） わかりました。ただ、せっかく素晴らしい内容なので一人でも多くの町民の方に目にさせていただきたいと思います。例えば広報にこのことを記事で載せるとか町のホームページに内容を短くして載せるとか、そういうことで色々な検索に引っ掛かってくることもあって、あびらチャンネルだけだとそういう記録に残りにくいのかなと私があびらチャンネルを見られないということもあるのですが、何か形で残るような対応をした方がいいと今のお言葉を聞いて思いました。

次の質問ですが。多くの参加者がありましたが、町に町民から直接何か反応はありましたか。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 町民からの反応としては先ほども申し上げましたが、会場参加者にアンケートを実施しておりまして今回のフォーラムは良かった、またはまあまあ良かったと回答された方が29名で、回答いただいた方の約8割の方が良かったと回答しており、そちらが町民の反応として捉えているところです。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 直接町に言ってくださる方はいなかったと理解しました。せっかくこのような本当に内容が濃いフォーラムを開くことができたので、ぜひ安平町の取り組みや状況を知らせるという意味も含めてホームページなどで広く発信していきたいと思います。私は終わった後に何人かの方から言われて。町長を目の前にしてこの言葉言うのは町長に申し訳ないと思ったのですが、町長がとても最後の挨拶が心強かったとか本当に見直したとか町長が本当にこの安平町のことを真剣に考えて引っ張ってくれているという、最後の町長の挨拶に何人かの方が私に町長の挨拶良かったねと言ってくださって、本当この内容を皆さんに伝えられたらなと余計思いました。そして、このようなフォーラムは1回で終わらないでぜひ2回、3回と続けていただきたいと思うのですが、そこはいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 環境フォーラムについては昨年ぐらいからこういった産業廃棄物の問題を抱えている町。でも町だけではなかなかこういったものをわかりやすく伝えることができない。また、解決の方法についても先行事例様々なことをやはりアドバイスをいただきながら進めていかなければならないということで今回の環境フォーラムになりました。当然上智大学の先生だったり北大の先生はリモートの参加でしたが、非常に内容がわかりやすくアンケートでも好評いただいていた。内藤議員からあびらチャンネルではちょっと編集した中で個別の先生方にも取材しましたから、終わった後に個別にインタビューしましたので、そこら辺編集した中で周知はされますけれども全員が全員見られるわけではないというご指摘ですので、会場内には様々なジャーナリストの方が来られていましたから、そういった中で伝わる部分、町外含めて伝わる部分。また、広報紙については不定期ではありますが安平町としても広報周知をさせていただいていますので、次回の広報を周知する時にはこの環境フォーラムを中心に様々な反響であったり、大学の先生のコメント、1回では紹介しきれないかもしれませんがそういったところ伝える努力をして参りたいと思っています。また、環境フォーラムについては今回大がかりになりましたが、先生方にも来ていただきましたが、今回先ほど申し上げた北海道大学の先生がビデオ参加ということで参加していただきましたが、この方式でも十分ご講演の内容が会場で理解できた。また、ZOOMによってリモートでも参加していただいたという試みも試させて

いただきましたので、そういったところを活用すれば予算的な部分も若干圧縮した中で同程度の環境フォーラムができるのではないかと考えていますので、ここについてはまた関係者と相談しながらまた来年度に向けて、その時点で課題、また対応してステージが変わってくると思いますが、そういった課題を産業廃棄物の問題だけでなく、環境問題これ以外にも複数ありますので、そういった問題もテーマにしながら機会を設けていければいいなど考えています。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 大変心強い回答をいただきました。本当に町民の方の意識を高く持っていただくためにもぜひ2回、3回と続けていつていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。
- 議長（多田政拓君） 以上で9番内藤圭子議員の一般質問を終わります。次に1番工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告No.5 1番 工藤 秀一】

〔工藤秀一議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） 1番工藤秀一です。3件について質問させていただきます。初めに子ども医療費助成制度について伺います。現在安平町に住む子ども0歳から18歳までの主たる生計維持者の所得制限がありますが、保険診療内の通院・入院医療費の自己負担がありません。現状日本の医療保険制度下では就学前までは2割、小学生以上は3割の自己負担となっています。子ども医療費助成制度は、その一部または全部を各自治体が負担するという仕組みです。厚生労働省の調査では高校生までの医療費を助成する市区町村が増えており、令和3年8月から安平町も18歳まで医療費無償化を実施。大変にいい制度の導入と思っています。しかし、安平町では現状所得制限があります。近年、所得制限を設けない自治体も相当増えてきています。安平町としての今後の考えを伺いたいと思いますが、初めに子ども医療費助成制度を対象人数と年間医療費助成金額の合計、また2番目の所得制限で子ども医療費助成を受けられない町内の世帯数もしくはその人数を教えてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 子ども医療費助成制度の対象者数は令和3年度の実績で740名となっており、医療費助成実績については1645万6885円となっています。

2番目の関係ですが、令和3年度実績で所得超過で対象外となった世帯数については32世帯で人数は58名となっています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。全体では740名プラス58名ですか。798名の子どもの中で58名が対象になっていないということになっています。医療費助成を受けられているのが90%以上は受けられているのかなと思いますけど、子どもの医療費助成制度は子どものいる家庭にとっては本当に非常にありがたい制度だと思います。喘息とかアレルギーなどの基礎疾患がある子どもの場合病院を受診する機会が多くなりますし、スポーツをやっている子どもは怪我などで受診する機会が多いかもしれません。医療費が助成されることで安心して受診できることと思います。もし子どもが病気になった場合に入院や通院が長引くと、親が思うように働けなくなって会計への負担が大きくなることも考えられます。会計の経済的負担を少しでも和らげるために子ども医療助成制度は重要な制度と思います。

所得制限はなくしてほしいと思っていますが、所得制限を設けないという考えが今後あるかどうか伺いたいと思います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 子ども医療費助成制度については、北海道からの補助金を財源の一部として実施しています。補助金の条件としては所得制限や年齢制限があり、支給額についても一部負担金を除く額となっています。これまで安平町は、その時々々の財政状況に鑑み段階的に対象年齢の拡大や一部負担金の全額支給など助成内容の拡大を行ってきました。ご質問の所得制限の廃止についてですが、今度の検討課題とさせていただきたいと考えています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

- 1番（工藤秀一君） 一つ確認ですが、この制度の所得制限。主たる生計維持者の所得制限とありますが、これは世帯主との解釈でよろしかったでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 世帯主の場合が多いのですが、所得が一番高い方となっています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。
○1番（工藤秀一君） 要するに共働き世帯で言うと合算ではなくて所得の高い方ということだと思います。それでいくと例えばこの町内で58名の医療費助成が受けられない方がいらっしゃいますけど、この方々というのは前に一度聞いた時には個人事業主とか、農家の方とかが多いと伺っています。そういったところで言うと、所得という主には世帯主というか事業主の収入が主になっているのかなと思います。ただ、この所得制限ですね。扶養人数によって所得制限に差がありますが、扶養人数1人の場合には制限が660万になっています。660万に対して例えば世帯で一番収入の多い方が650万で、奥さんも同じような仕事をしていて600万を超える場合は1000万超えても該当になっているということですよ。そうするとその個人事業主とかそれ以下の場合もあるのではないかと思いますので、世帯の収入で言うと逆転現象になっていたりするのかなと思いますが、そういったところが非常に不公平だなと感じがするのですが、その辺どのようにお考えかお伺いします。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。
○町長（及川秀一郎君） 工藤議員の今回のご指摘については、所得が世帯で合算ではなく高い人ということで不公平感もあるというご指摘をいただきました。先ほど阿部課長も答弁しましたが、一応今後の検討課題ということで答弁させていただいたのですが、基本的には安平町はCFCIそういった実践自治体に認証いただいておりますので当然子どもにやさしいまちづくりを目指すということですので、そうかといって全てが所得制限であったり無償化というところはできる状況にはないということも一方ではあります。SDGsが目指す誰一人取り残さないという考え方に基きまして所得制限、先ほど申し上げた所得制限についても、対象者が先ほど答弁したとおり740名

の方が実績の中ではあるわけですが、それを割り返すと一人当たり大体2万3000円ぐらいなのですね。今回所得を超えている方が58名と申しあげましたので、それを一人当たりの2万3000円でこの人数を掛けた場合133万4000円ということになりますから、全体での割り返しでいくと7.3%ぐらいの割合になります。そういったことから例えば所得制限をこの制度について廃止をしたとしても影響が小さいのではないかというふうには考えていますので、所得制限の廃止に向けた検討を来年度に向けて行っていきたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私も所得制限があることが不公平感もありますし、またその先ほど町長もおっしゃられましたが、五十数名の対象になっていない方の年間の医療費の平均で掛けたらそれほどというか全体の金額からみたら1割に満たない金額なので、ぜひこれは無償化というか所得制限がない方向でぜひ検討いただきたいと思いますのでどうかよろしくお願いします。

一つ目の質問が終わりまして次に市街化調整区域について質問させていただきます。安平町の早来地区は苫小牧圏の都市計画によって市街化区域と市街化調整区域に分かれています。また、追分地区は都市計画区域外となっています。今現在は人口が著しく減少し過疎化していく中で、現在も線引きされていますが、この線引きは本当に必要なのか。市街化調整区域は原則として新しく建物を建てることが認められていない地域なので、むしろ過疎化対策の足枷になっているのではないかと考えています。そういったことで市街化調整区域を維持していくメリットとかデメリットは何かをまず2つ伺いたいと思います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 通告にあります1と2を同時に答弁させていただきます。都市計画法に基づく線引き制度を現状のまま維持した場合と廃止した場合の一般的に考えられるメリットとデメリットについて説明させていただきます。

最初にメリットですが、線引きを維持した場合ということで一つは無秩序な市街地の拡大が抑制され集約された市街地が計画的に形成される。二つ目がインフラ整備費を抑えられる。三つ目が調整区域の優良農地など営農環境が保全される。四つ目が調整区域の自然環境や田園風景が保全される。

線引きを廃止した場合ですが、一つは現調整区域で開発や建築の手続きが

簡素化迅速化する。二つ目が現調整区域での商業施設等の立地の可能性が広がる。三つ目、現調整区域内の人口が増加する地域においてはコミュニティが維持される。四つ目は商業施設や工場の立地による雇用の増加が期待されるといったことが挙げられると思います。

次にデメリットですが線引きを維持した場合で、一つは工場の立地が進まず経済活動に影響する。二つ目は住宅建設に制限がありますので調整区域内のコミュニティの維持などに影響が出るだろうということ。三つ目は調整区域での開発許可に費用や時間が掛かる。

また、線引きを廃止したデメリットですが、一つ目は市街化区域外での開発や建築が増加し街中との賑わいに影響する可能性があるということ。二つ目はインフラ整備費が増加する。三つ目は現調整区域での建築や商業施設、田園風景の保全に影響が出るのではないかとということが挙げられると考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。市街化調整区域では今もありませんが、建物を建てるなど土地開発を求める時に様々な制限の壁がのしかかってくる。基本は新しく建物が建てられないというのが代表的な制約で、既存している家の建て替えとか増築、リノベーションなども原則として許可が必要な状況です。私が聞いている内容で例えば定年後に出身地の早来に戻って山を買ってその上に家を建てて自然の中で住みたいんだと。そう思っても早来地区のこの調整区域の関係ではそれはできない。また、同じように例えば実家の農家敷地内であっても他所から来たのでは建てられないそうです。また、町内の大手ゴルフ場なんかは過去に敷地内にホテルを建てたいと企画したけれどもこの関係で建てることができなかった。また、温泉の施設やなんかも増築などに制限があって建て替え等が相当厳しいようです。農家の家でも建て直す場合でも許可を得るのに半年ぐらいの期間が掛ったりしています。当然乱開発行為は制限が必要だと思いますが、今のままでいいのかなと思っています。移住定住対策とか回遊交流促進ということを考えて時に、足枷になっているのではないかと考えていますがどうお考えですか。お伺いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） やはり都市計画法で縛られている部分ですので、今の状況ですとどのようにお考えですかと言われましても難しい所はあるかなと。ただ、農村地区におきまして住宅を新築するという場合でも条件が

あります。営農者でしたら問題はないと言いますか建てやすいかなど。それと定年して早来に戻ってきたいというお話も今ありましたが、その戻ってくるというところも、もし実家が農家の方であればさほど問題はなく増改築もできるのかなど。なので完全に建てられないとかそういうものではありませんので、やはり条件というものがあります。その辺を確認していただくと建てられないと思っていた所に建てられる。あるいは住めないと思っていた所に住めるようなことも考えられますので、もしそういう方がおりましたら一度建設課の施設グループの方にご相談をしていただければ可能かどうかの部分を含めてご説明させていただければと思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今説明があった中でもその実家の農家の敷地内で増設とか改築であれば可能なようですが、実家がある家の他に自分の家を建てたいというのはNGと聞いています。そういったこともあって、移住定住というものを考えた時に色んなデメリットがあるなと思っています。全国的に私もインターネットで探しましたが結構廃止している所があるのですね。実際にその市街化調整区域の廃止とか市街化区域の拡大とかやっているところがあります。廃止をしても乱開発できるような状況ではなくて新たに色々名目つけて新たな土地利用をコントロール方策の導入を前提に線引きを廃止するとか、色々な括りを持ちながら廃止するとか。そういう乱開発にならないような方策も含めて新たにそういった制度を作っているところもあります。

この都市計画は昭和45年頃に苦東開発の時に契機となって、苦小牧圏の都市計画に組み込まれて大きな町になる算段もあったのだらうと思います。当時は昭和の高度成長期でもあったので人口増加とかが見込めて市街化区域もあまり大きくならないようにコンパクトに収めていきたいという思いがあったと思いますけど、今この人口減少のなかで本当にそれが得策なのかどうかは考えていく必要があるのではないかと考えての今回の質問です。その辺のところも検討いただければと思いますけどいかがですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 一つ確認ですが、これ3つ目の質問ということで捉えてよろしいですか。はい。今後のまちづくりとして引き続き無秩序な市街地の拡大を抑制しながら市街地内の居住機能や都市機能などを集約していく必要があると考えています。昭和48年に都市計画法による線引きを始めて以降、少しずつ市街地が開発されてきました。例として早来市街地で

すが昭和 50 年からは北進、東団地、あかね団地、今回ペット用住宅用として譲渡いただいた旧道公宅周辺、平成元年からさつき団地、あけぼの団地、カナディアン団地、また平成 10 年から北町工業団地、かりんと団地、ゆきだるま団地など市街地内において住宅開発が行われてきました。線引き前と現在を比較すると市街地の住宅用敷地面積は増加しているものの人口に関しては減少している状況です。こうした市街地の人口減少を考え今後のまちづくりを想定した場合、先ほど答弁しましたメリット、デメリットや乱開発による無理な開発による災害防止の観点からも引き続き無秩序な市街地の拡大を抑制していく必要があると考え、市街化調整区域は維持する必要があると考えています。加えて現在、国の方針としても人口減少、高齢化社会などによりコンパクトプラスネットワークの考えでまちづくりの形成を進めていることから、居住機能や都市機能などの緩やかな誘導を促しながら今後のまちづくりを進めていきたいと考えます。

現在、町では令和 5 年度に安平町都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定に向けて作業を進めているところであり、今後町民や都市計画審議会及び議会の意見を聞きながらこの計画の策定に向けていきますので、今後ご理解とご協力をお願いします。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1 番（工藤秀一君） 様々な方向性が考えられるかと思います。安平町は旧早来町の早来地区と旧追分町の追分地区があって、追分地区は都市計画の区域外になっています。それで大きな問題になっていないのであれば早来地区も都市計画の区域外という内容で進めても成り立っていくのかなという感じはしますので、今後もこの内容をご検討いただければと思います。考えを伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 基本的な考え方は工藤秀一議員もご理解いただいていると思いますが、先ほど答弁した中で乱開発による無理な開発、そういった災害観点からの内容も答弁させていただきましたが、時代は変わってはきてはいますが今逆に外国の資本によります乱開発というものが全国的にも起こっている。そういったことも逆に危惧されるわけです。工藤秀一議員がおっしゃっていただいた追分地区では線引きはない、都市計画を引いていないという。そこも安平町全体としてはバランスをとりながら、その入ってきた事業者が安平町都市計画の線引きがない追分地区にと希望されることも全

てが都市計画を引いていけばできないのですが、ここは町内の中で地域的な所のバランスもとることが現時点ではできるものですから、そういったところをしていきながら都市計画を線引きを外す議論という考え方というのはこれまでも幾度か出てきたと思いますが、現状においてはまだメリットの方が数段上回っていると判断をしておりますので。そういった中で現状の中で追分と早来の地域差の中で調整を図っていければいいなど。その一方で国土法に基づく土地利用計画であったり全体的な土地の利用であったり、先ほどの答弁にも絡みますが環境的な取り組みであったり、そういったところは全町的な範囲の中で進めていかなければならないということではありますが、都市計画の考え方については若干繰り返しになりますがそういった考えを持っているということです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） わかりました。私も先ほども言いましたが、大手のゴルフ場が敷地内にホテルが建てられない。また、移住定住したくても来られないという話を聞いてこういったことも検討できるのかなと思っただけの質問だったので、今後とも色々な状況変化もありますのでまたご検討いただければと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。3つ目は新しい学校の設計ミスによる予算増額について伺います。建設中の早来小学校・早来中学校実施設計において数量漏れにより追加予算措置が必要になりました。ウッドショックやアイアンショックによる増額は理解できるとしても、設計漏れによる追加予算については原因及び再発防止等について説明不足ではないかと思っています。設計業者は顛末書として発生日時とか経緯などの一部始終を説明し問題が起きた原因や対処方法、再発防止策を合わせて報告いただく必要があると思っています。まず、設計漏れによる追加予算の総額はいくらだったのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 予算は物価上昇などの要因や設計漏れとして修正が必要となったものなどを含めて当初設計より2億2643万5000円を増額補正しています。そのうち設計漏れに関連する額については、6657万6000円程度となります。既に広報紙笑顔の8月号で変更経過で公表している3回目、4回目の変更の網掛け部分がこの質問の分の額となりますが、資材高騰や設計漏れなどの要因発生への対応は予算の上昇を抑える精査をした上で補正

を行っていますので、増額要因だけの正確な数値とはなりません。該当部分の金額となります。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 業者が2度にわたった設計書を変更、追加予算措置による部品漏れのお詫び文章を見ましたが、内容は見逃したとか思いこんでしまったとか今後は確実にチェックを行いますというような内容で、お詫び文章ですよね。原因についても再発防止についても具体性がありません。私も40年近くサラリーマンをやっていて製造業をやっていたので色々不具合もできますけど、このような報告書ってあり得ないなと思っています。今回町側も担当者である教育委員会も責任を感じている発言もありましたが、設計業者もそうですが、何をチェックすればいいのかとか、事前にわかっていないのではないかなと思います。町側も業者設計側も両者ともになぜ発生したのか突き詰めていかないと、何の対策にもならないし今後の教訓にもならないと思います。このような形だけのお詫び文で済ませられるのかと思います。なぜ見逃したのか、なぜ思い込んでしまったのか、二度と見逃さないためにもどのように仕事するのか、今後どんなルールが必要か、チェックシートはあるのか、ダブルチェックできているのかとか、トリプルチェックも必要なのではないのかとか、重大なミスが大きな教材だと思います。しっかりと原因追及してこのようなことが起きないルールを作っていただきたいです。これは業者だけの問題ではなくて、町側も何をチェックするのか明確にして業者の設計を確認できるようにする必要もあると思います。他に漏れと設計も施工業者も気が付かないでいることは本当はないのか。不安な思いが付きまとうようなチェック体制かなと思っています。今できている建物は本当に大丈夫なのではないでしょうか。それは何をもって確認できるのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議員が求める顛末書項目からすると簡易ではありますが顛末書はいただいています。経過を説明すると発覚後に理事者を含む町の担当者へのお詫びと修正内容の直接報告は受けており、後日提出された書面にはその要点として原因や内容及び今後の対処法等についての報告となっています。書面の内容では具体的な数値や金額等は示されていませんが、実際に予算への影響が避けられない深刻な事態であることも理解してもらった上で正規の設計数値を速やかに提出をいただいています。顛末書の内容からすると結果的に一度に全ての誤りを確認できなかったもので、設計者側の

対応に甘さや不信感を感じる部分は生じましたが、当然ながら修正作業に全力で対応しており現時点では細かく追及する時間を費やして作業に影響を及ぼすことがないように提出された顛末書をもって対応していたところです。ただし、今回は色々な面で期待される設計を行っていただいた面でのような事態となったことは遺憾であり、それがどのようなやりとりで生じたことなのかを含めると、必要な点とは思いますので今後検討したいと思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 原因を追及してしっかり対策しないと同じミスが繰り返されると思います。その証拠というか、この顛末書と言っているのはこのミスのことですよ、私がいただいた。これは一方は令和3年5月に発行されていて、もう一つは令和4年4月なのです。11か月後に同じようなミスが発見されたということですが。ここに書いてあるのですが時期が同じころに設計したものなのですね。ということが2枚目の方に書かれています。これは結局1つ目の不具合が見つかった時に他のところをチェックしていないということですよ。どうしてすぐ気づけなかったのかなと思います。最初のミスの原因を追及していなかったからこういうことが起こるのだと思います。そういう意味で本当に僕らもそうだったけどミスをしたら必ず横展開、縦展開全部ひっくるめて追及して、なんで起こったかの要因は事細かに一工程一工程ずつチェックしていくのですよ。そうしないと必ず2回目やりますから。僕らも何回も経験していますそういうのは。だから、このようなお詫び文章で済んでいるというのは僕には考えられないですね。金額的にも6000万円ですよ。6000万円を超える金額が抜けていたということがあって本当にこの報告書では不誠実だなと思います。なので原因をしっかりと説明していかないと本当に様々な憶測を呼びますので、そういう意味でも今回の対応というのは町も業者も住民に対してとても不誠実だなと私は思っています。設計漏れの原因と再発防止の報告は最低限必要なことだと思いますので、そのところ本当に完成報告これから建築完成後の完了検査をどうやってするのか、完成検査のチェックシートとか完成検査報告書って私たちも見せていただけるのかなと。その辺も含めて伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） この度の顛末書の内容からすると、今議員がおっしゃられた内容と伺える点は確かにそうかなと思います。それで今回これが発

覚した後、当然設計業者に関しては当然積算を再度行っていることをとっています。これに合わせて町側の担当も設計を同じくやり直して、それを付け合わせてチェックする形で今回の内容のチェックに臨んでいます。ですから当初発覚した時から全てのものをチェックするような中身で内容の精査を行ってきたのですが、確かに膨大な量がありましたので若干その作業が間に合わなくて1回目の問題が発覚している間も次からずっとこれを継続してチェックを行ってきたのですが、この度このような事態になってしまったのが現実のやりとりになっています。ですからこの内容の精査については先程の説明のように確かに漏れた部分を修正するということもありますが、それに基づいて実際に行っている建築の設計も精査をしながら町側もそれに対して対応するという体制をとりましたので、今回確かにご指摘のとおりの内容にはなりましたがこの顛末書に留まらず内容のチェックは両者含めて時間をかけて対応していることだけのご理解いただければなと思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） よろしくお願ひします。やっぱりミスをしてその後に原因とか結果とか対策とか考えていくことが両者にとってもレベルアップになると思ひますし、逆に言うとも今までこういう大きな仕事をしていなかった大きな建築でもあったわけですから、そこを教材として仕事のやり方というものは両者で見えていくところかなと思ひます。今回この建物でこういった不具合があった時に自分の家を建てることと置き換えて考えてみたのですが、設計図面を見てモデルハウスを見学したりして皆さん納得してローンを組んで建築が始まって完成を待ち遠しく思ひて楽しみにしている時に建築業者から設計ミスが見つかって部品の追加予算が必要になったと言われて100万円払ってくださいと要求されたら皆さんどうしますかね。僕は普通は黙って払う人っていないなと思ひていて、元々必要な金額だったから払ってくださいよと言われてもああそうですかって、仕方ないねってそう簡単に払う方っていらっしゃるかなと思ひています。どこが責任として追加予算を負担するんだって。原因が何なのか、他に問題点はなかったのか、今後同じミスをしないためにどんな対策を立てたのか。住民にきちんとわかりやすい説明して誠意のある対応が必要ではないかと思ひますので、どうかよろしくお願ひします。私の方からは以上で終わりたいと思ひます。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○1番（工藤秀一君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上で1番工藤秀一議員の一般質問を終わります。

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思いますがお異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。尚、明日は午前10時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦労様でした。

延会 午後 4時10分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員
